

高松市・牟礼町合併協議会
第10回会議

附属資料（新規提案分）

目次

1 「建設関係事業について」に関する資料（協議第48号資料）	-----	1 ~ 39
2 「下水道事業について」に関する資料（協議第49号資料）	-----	40 ~ 50
3 「社会教育事業について」に関する資料（協議第50号資料）	-----	51 ~ 77
4 「文化振興事業について」に関する資料（協議第51号資料）	-----	78 ~ 105
5 「その他の事業について」に関する資料（協議第52号～56号資料）	-----	106 ~ 121

協議第 4 8 号資料

「建設関係事業について」に関する資料

用	途	地	域	に	つ	い	て	2									
屋	外	告	物	規	に	つ	て	3									
建	築	指	導	に	に	つ	て	4 ~ 7									
開	発	指	導	に	に	つ	て	8 ~ 9									
建	築	物	等	査	に	つ	て	10 ~ 11									
確	認	申	請	査	に	つ	て	12									
都	市	公	園	等	に	つ	て	13 ~ 14									
ち	び	こ	広	場	に	つ	て	15									
緑	化	事	業	に	つ	い	て	16 ~ 17									
花	い	ぱ	推	進	事	業	に	つ	い	て	18 ~ 19						
緑	の	基	本	計	画	に	つ	い	て	20							
市	・	町	道	路	等	に	つ	い	て	21							
道	路	維	持	管	理	に	つ	い	て	22							
道	路	愛	護	団	体	に	つ	い	て	23							
道	路	新	設	改	良	に	つ	い	て	24							
急	傾	斜	地	崩	壊	対	策	事	業	に	つ	い	て	25			
水	防	河	策	川	に	つ	い	て	26								
管	理	占	用	料	等	に	つ	い	て	27							
河	川	占	用	料	事	業	に	つ	い	て	28						
漁	港	設	占	用	料	・	使	用	料	等	に	つ	い	て	29 ~ 31		
港	施	設	占	用	料	・	使	用	料	等	に	つ	い	て	32 ~ 34		
漁	港	開	発	審	議	委	員	会	等	に	つ	い	て	35			
市	・	町	営	住	宅	に	つ	い	て	36 ~ 37							
特	定	優	良	賃	貸	住	宅	制	度	に	つ	い	て	38			
高	齡	者	向	け	優	良	賃	貸	住	宅	制	度	に	つ	い	て	39

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業																																																																																																																										
分類	用途地域																																																																																																																										
項目	現	況																																																																																																																									
	高	松	市																																																																																																																								
1 概要	平成16年5月17日に、線引き(市街化区域と市街化調整区域の区分)廃止と併せ、高松広域都市計画区域(高松市、牟礼町、三木町、香川町、香南町、国分寺町、綾南町)に再編した。この再編により、高松市の都市計画区域は、島嶼部と山田地区の4町(西・東植田町、菅沢町、池田町)を除く、16,195haが都市計画区域となった。 このうち、旧市街化区域(4,754ha)については、良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建物の用途や容積率・建蔽率・高さなどの形態を誘導する用途地域を指定している。	平成16年5月17日に、線引き(市街化区域と市街化調整区域の区分)廃止と併せ、香川中央都市計画区域(高松市、丸亀市、坂出市、牟礼町、宇多津町)から高松広域都市計画区域(高松市、牟礼町、三木町、香川町、香南町、国分寺町、綾南町)に再編された。 このうち、旧市街化区域(491ha)については、良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建物の用途や容積率・建蔽率・高さなどの形態を誘導する用途地域を指定している。																																																																																																																									
2 種類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>面積(ha)</th> <th>容積率(%)</th> <th>建ぺい率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種低層住居専用地域</td> <td>4.2</td> <td>60以下</td> <td>40以下</td> </tr> <tr> <td>2.22</td> <td>80 "</td> <td>50 "</td> </tr> <tr> <td>381.1</td> <td>100 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居専用地域</td> <td>83.8</td> <td>150 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>718.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域</td> <td>316.6</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>903.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>286.1</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>35.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近隣商業地域</td> <td>86.5</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>274.2</td> <td>300 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">商業地域</td> <td>1.2</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>140.9</td> <td>400 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>55.7</td> <td>500 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>600 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>1.7</td> <td>700 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>7.5</td> <td>800 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>863.2</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>144.5</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>155.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,754</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	面積(ha)	容積率(%)	建ぺい率(%)	第一種低層住居専用地域	4.2	60以下	40以下	2.22	80 "	50 "	381.1	100 "	60 "	第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "	第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "	第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "	第一種住居地域	903.4	200 "	60 "	第二種住居地域	286.1	200 "	60 "	準住居地域	35.4	200 "	60 "	近隣商業地域	86.5	200 "	80 "	274.2	300 "	80 "	商業地域	1.2	200 "	80 "	140.9	400 "	80 "	55.7	500 "	80 "	36	600 "	80 "	1.7	700 "	80 "	7.5	800 "	80 "	準工業地域	863.2	200 "	60 "	工業地域	144.5	200 "	60 "	工業専用地域	155.8	200 "	60 "	合計	4,754			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>面積(ha)</th> <th>容積率(%)</th> <th>建ぺい率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域</td> <td>89.4</td> <td>80以下</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>139</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>95.2</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>6.5</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>4.1</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>15.7</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>112</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>29.5</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>491</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	面積(ha)	容積率(%)	建ぺい率(%)	第一種低層住居専用地域	89.4	80以下	50以下	第一種中高層住居専用地域	139	200 "	60 "	第一種住居地域	95.2	200 "	60 "	第二種住居地域	6.5	200 "	60 "	準住居地域	4.1	200 "	60 "	近隣商業地域	15.7	200 "	80 "	準工業地域	112	200 "	60 "	工業地域	29.5	200 "	60 "	合計	491		
種類	面積(ha)	容積率(%)	建ぺい率(%)																																																																																																																								
第一種低層住居専用地域	4.2	60以下	40以下																																																																																																																								
	2.22	80 "	50 "																																																																																																																								
	381.1	100 "	60 "																																																																																																																								
第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "																																																																																																																								
第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "																																																																																																																								
第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "																																																																																																																								
第一種住居地域	903.4	200 "	60 "																																																																																																																								
第二種住居地域	286.1	200 "	60 "																																																																																																																								
準住居地域	35.4	200 "	60 "																																																																																																																								
近隣商業地域	86.5	200 "	80 "																																																																																																																								
	274.2	300 "	80 "																																																																																																																								
商業地域	1.2	200 "	80 "																																																																																																																								
	140.9	400 "	80 "																																																																																																																								
	55.7	500 "	80 "																																																																																																																								
	36	600 "	80 "																																																																																																																								
	1.7	700 "	80 "																																																																																																																								
	7.5	800 "	80 "																																																																																																																								
準工業地域	863.2	200 "	60 "																																																																																																																								
工業地域	144.5	200 "	60 "																																																																																																																								
工業専用地域	155.8	200 "	60 "																																																																																																																								
合計	4,754																																																																																																																										
種類	面積(ha)	容積率(%)	建ぺい率(%)																																																																																																																								
第一種低層住居専用地域	89.4	80以下	50以下																																																																																																																								
第一種中高層住居専用地域	139	200 "	60 "																																																																																																																								
第一種住居地域	95.2	200 "	60 "																																																																																																																								
第二種住居地域	6.5	200 "	60 "																																																																																																																								
準住居地域	4.1	200 "	60 "																																																																																																																								
近隣商業地域	15.7	200 "	80 "																																																																																																																								
準工業地域	112	200 "	60 "																																																																																																																								
工業地域	29.5	200 "	60 "																																																																																																																								
合計	491																																																																																																																										

部会名	都市開発
-----	------

問題点・課題	用途地域の種類に差異がある。
--------	----------------

対応策	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の用途地域については現行のとおりとする。
-----	---

調整案	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の用途地域については現行のとおりとする。
-----	---

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	屋外広告物規制	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施
2 概要	高松市屋外広告物条例に基づき、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために屋外広告物の許可等の規制事務を行っている。	
3 屋外広告物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・張り紙 ・屋上広告 ・消火栓標識添加 ・バス停標識表示 ・電柱(巻付) ・電柱(添加) ・突き出し広告 ・壁面広告 ・野立(広告板) ・野立(広告塔) 	

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業		部 会 名	都 市 開 発
分 類	建築指導			
	現 況			
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 建築審査会の設置	(実施機関) 特定行政庁()として、高松市が実施 (設置日) 昭和46年4月1日 (委員数) 7名 (内容) ・建築基準法第94条第1項の審査請求に対する採決についての議決 ・特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項の調査・審議 ・建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関に差異がある。 ・牟礼町では、建築紛争調整委員を設置していない。 ・牟礼町では、狭あい道路拡幅整備(補助)、がけ地近接等危険住宅移転事業及びその他建築に関する指導を実施していない。 ・特定用途制限地域内及び旅館施設等の建築に関する制限内容に差異がある。 	
2 建築紛争調整委員の設置	(設置日) 平成9年3月27日 (内容) 「高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱」に基づき、紛争当事者が自主的な解決のための努力をしたにもかかわらず合意に至らなかったものについて、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があったときに紛争解決のための調停に関する事項について調査審議を行う。	該当なし。	対 応 策	
			<p>高松市の制度に統一するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。 ただし、牟礼町地域の特定用途制限地域内及び旅館施設等の建築に関する制限内容については、現行のとおりとする。</p>	
3 各関係法に係る指導	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)、建築物の耐震改修の促進に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、指導を行っている。	(実施機関) 香川県において同様の業務を実施	調 整 案	
			<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の特定用途制限地域内及び旅館施設等の建築に関する制限内容については、現行のとおりとする。</p>	

特定行政庁とは、建築基準法において、独立の行政機関の性格を有する建築主事を置く地方公共団体の長を指す。

人口25万人以上の市及び建築主事を置くその他の市町村の区域については、当該自治体の長が、また、建築主事を置かない市町村の区域については、都道府県知事がこれに該当する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	建築指導	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
4 違法建築等の指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 違反建築物の防止のため、建築監視員によるパトロールを行っている。 ・違反建築物に対する使用禁止、使用制限、是正、勧告、命令措置 ・毎年10月には高松市内一斉公開パトロールを実施</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
5 道路の相談指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 建築基準法第42条の道路の定義に基づく調査位置付けを行うとともに、同条第2項に規定される幅員4m未満の道路について、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、狭あい拡幅整備の協力を求めている。また、同法第44条関係の例外許可については、一定の基準を確保しているものについて建築基準法の道路位置付を行っている。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
6 特殊建築物等の防災指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 不特定多数の人が利用する特殊建築物の安全性の確保と適正な維持管理を図り、事故の発生を未然に防止するため、建築物の所有者、管理者に対し、防災指導を実施している。(年3回建築物防災週間時に立ち入り調査を実施)</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	建築指導	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
7 建築許可事務	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) ・建築基準法第43条に規定される敷地と道路の間に水路、空地がある場合等の例外許可 ・建築基準法の建築制限の例外許可</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
8 狭あい道路拡幅整備(補助)	<p>(内容) 高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築基準法第42条第2項に規定される幅員4m未満の道路を、市民の理解と協力の下に、狭あい道路拡幅整備を促進し、良好な住環境を確保している。 (・後退に係る測量、分筆・所有権移転、登記費用の助成・後退部分の門、塀などの撤・移転費用の一部を助成)</p>	該当なし。
9 がけ地近接等危険住宅移転事業	<p>(内容) がけ地の崩壊の危険が著しい区域に建っている住宅(昭和49年以前に建築された住宅に限る。)の安全な場所への移転を促進するため、危険住宅の除去などと新設・購入する経費に補助金を交付する。</p>	該当なし。
10 特定用途制限地域内の制限	<p>(内容) 用途白地地域における良好な環境の保護を図るために、建築することができる建築物の用途について制限する。</p> <p>特定制限地域 ・幹線沿道型・一般・環境保全型</p> <p>(制限内容) 1 自動車教習所2F以下 1,500㎡以下可 2 自動車修理場2F以下 1,500㎡以下可 3 倉庫業の倉庫2F以下 1,500㎡以下可 等</p>	<p>(内容) 牟礼町において、同様の業務を実施</p> <p>特定用途制限地域 ・居住環境保全型</p> <p>(制限内容) 1 自動車教習所 不可 2 自動車修理場 1,500㎡以下可 3 倉庫業の倉庫 不可 等</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	建築指導	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
11 旅館施設等の建築に関する制限	<p>高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱に基づき Motel 営業等について指導を実施</p> <p>(制限内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校の敷地の周囲200m以内 2 児童福祉施設敷地の周囲200m以内 3 社会教育に関する施設及び公民館等の敷地の周囲200m以内 4 なし <p style="text-align: right;">等</p>	<p>牟礼町 Motel 類似旅館規制条例に基づき同様の業務を実施</p> <p>(制限内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校の敷地の周囲100m以内 2 児童福祉施設の周囲100m以内 3 文化施設等の周囲100m以内 4 児童生徒等の通学路両側50m以内 <p style="text-align: right;">等</p>
12 その他建築に関する指導	<p>高松市建築基準法施行条例、高松市建築基準法施行細則、高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱、高松市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱、高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築に関する指導を行っている。</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	開発指導	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 開発審査会の設置	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (設置日) 平成12年4月1日 (委員数) 5名 (内容) 都市計画法第81条第1項の規定に基づく監督処分不服のある者からの審査請求について、その採決を行う。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
2 開発指導	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第33条の開発許可の基準及び高松市開発指導要綱や運用基準並びに香川県開発許可の手引き等の規定に基づき、開発指導を行っている。 (対象面積) ・都市計画区域 1,000㎡以上 ・都市計画区域外 1ha以上</p>	<p>(実施機関等) 牟礼町において、1,000㎡以上、4.5ha未満の開発について、同様の業務を実施している。4.5ha以上は香川県において実施。 なお、1,000㎡未満の開発については牟礼町宅地等開発事業に関する指導要綱にて対応している。</p>
3 開発行為等	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第29条の規定に基づく一定規模以上の開発行為に対する開発許可制度 平成15年度実績 156件 (許可基準) ・最低敷地規模 用途地域100㎡、用途白地地域150㎡ ・最低敷地規模 用途地域100㎡、用途白地地域150㎡ ・最低道路幅員 W = 4.0m</p>	<p>(実施機関) 香川県から権限の委譲を受け牟礼町において、同様の業務を実施 (許可基準) ・最低敷地規模 全地域165㎡ ・最低道路幅員 W = 5.0m</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>実施機関に差異がある。 開発行為等の許可基準に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。 ただし、牟礼町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	開発指導	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
4 優良宅地認定	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 租税特別措置法に基づく土地譲渡に対する重課の適用除外、長期譲渡所得等に対する課税の軽減を受けるための優良宅地の認定制度 平成15年度実績 0件</p>	<p>(実施機関) 香川県から権限の委譲を受け牟礼町において、同様の業務を実施</p> <p>(内容) 高松市と同じ。</p>
5 道路位置指定	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 建築基準法第42条の規定に基づき、利害関係人からの申請により、特定行政庁が、道を建築基準法上の道路として認める処分 平成15年度実績 13件</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	建築物等検査	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 建築物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) ・中間検査は木造建築物の建築基準法による中間検査と公庫融資の現場審査があり、建物の安全性確保のため軸組みを緊結した状況の検査を実施している。 ・完了検査は建築基準法による完了検査と公庫融資の竣工検査があり、建築物の一般規定、構造規定、防火区画、避難規定、排煙規定、非常用照明、内装、建築設備等の検査を実施している。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
2 工作物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等の構造上・防火上の検査</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
3 建築設備の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 建築物内のエレベーター、エスカレーター等の防火上・避難上の検査</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	建築物等検査			
	現 況			
項目	高 松 市	牟 礼 町		問 題 点 ・ 課 題
4 仮設建築物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) ・仮設建築物 仮設興行場、仮設店舗等(建築工事施工のため、既存建築物に替わる建築物)の防火上、避難上の検査 ・仮使用建築物 建築物の増築、改築、大規模の修繕もしくは模様替の工事における廊下・階段等の避難施設、消化施設、非常用照明装置、非常用昇降機、防火区画等の安全・防火・非難上安全上の検査</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
				対 応 策
				調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	確認申請審査	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 建築確認申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(申請物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築物)審査 ・法律相談及び指導等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
2 工作物確認申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(工作物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(工作物)審査 ・法律相談及び指導等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 建築設備確認申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(建築設備)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築設備)審査 ・法律相談及び指導等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 関係法等に関する審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・住宅金融公庫の設計審査 ・建設リサイクル法届出書の審査 ・福祉の街づくり条例届出書の審査 ・法律相談及び指導(建築基準関係規定、建築士法、ハートビル法、建築リサイクル法、香川県福祉のまちづくり条例、住宅金融公庫法等)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業																																																		
分類	都市公園等																																																		
現 況																																																			
項 目	高 松 市	牟 礼 町																																																	
1 現況	<p>都市公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">現 況</th> </tr> <tr> <th>公園数</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>96</td> <td>19.38</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>5</td> <td>5.42</td> </tr> <tr> <td>地区公園</td> <td>1</td> <td>3.52</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td>2</td> <td>24.28</td> </tr> <tr> <td>運動公園</td> <td>1</td> <td>2.06</td> </tr> <tr> <td>歴史公園</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>墓 園</td> <td>1</td> <td>11.86</td> </tr> <tr> <td>緑地・緑道</td> <td>9</td> <td>3.08</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>116</td> <td>77.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他公園 41箇所 6.67ha</p>	種 別	現 況		公園数	面積(ha)	街区公園	96	19.38	近隣公園	5	5.42	地区公園	1	3.52	総合公園	2	24.28	運動公園	1	2.06	歴史公園	1	8	墓 園	1	11.86	緑地・緑道	9	3.08	計	116	77.6	<p>都市公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">現 況</th> </tr> <tr> <th>公園数</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>5</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>2</td> <td>5.96</td> </tr> <tr> <td>緑 地</td> <td>1</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> <td>7.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他公園 35箇所 1.47ha</p>	種 別	現 況		公園数	面積(ha)	街区公園	5	1.15	近隣公園	2	5.96	緑 地	1	0.02	計	8	7.13
種 別	現 況																																																		
	公園数	面積(ha)																																																	
街区公園	96	19.38																																																	
近隣公園	5	5.42																																																	
地区公園	1	3.52																																																	
総合公園	2	24.28																																																	
運動公園	1	2.06																																																	
歴史公園	1	8																																																	
墓 園	1	11.86																																																	
緑地・緑道	9	3.08																																																	
計	116	77.6																																																	
種 別	現 況																																																		
	公園数	面積(ha)																																																	
街区公園	5	1.15																																																	
近隣公園	2	5.96																																																	
緑 地	1	0.02																																																	
計	8	7.13																																																	
2 維持管理	<p>街区公園等の除草・清掃等の日常の維持管理については、公園周辺の自治会や老人会などで組織された「公園愛護会」で行っている。また、規模の大きい地区公園や樹木管理については、シルバー人材センターや(財)高松市花と緑の協会へ委託している。</p>	<p>都市公園の樹木管理や除草等は、業者へ委託している。また、その他公園(自治会公園)については、自治会やシルバー人材センターへ委託している。</p>																																																	
3 占用料	<p>公園施設を設ける場合 その都度市長が定める額 公園を占用する場合 使用面積1㎡につき 1日 44円 行為をする場合 使用面積1㎡につき 1日 15円 ただし、興行を行う場合は30円</p>	<p>公園施設を設ける場合 1㎡1日につき 50円 公園を占用する場合 町道路占用並びに占用料徴収規則による。 行為をする場合 1件(人)1日につき500円、又は1㎡1日につき10円 ただし、興行を行う場合は5,000円</p>																																																	

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
維持管理の方法、占用料、有料施設の使用料及び管理運営に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、施設の管理運営方法等については、合併時まで調整するものとする。 なお、有料施設の使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	都市公園等	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
4 有料施設	<p>(玉藻公園)</p> <p>入園料 普通 大人200円, 小人100円 団体 大人140円, 小人 70円 団体は20人以上 / 6歳未満は無料</p> <p>披雲閣使用料 ・営業目的 890円～9,140円 ・その他 440円～4,570円</p> <p>(仏生山公園)</p> <p>体育館(アリーナ面積1,089㎡)</p> <p>・施設 バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン6面ほか</p> <p>・使用料金 専用使用 4,270円～307,210円 個人使用 一般100円, 学生50円(1時間)</p> <p>温水プール</p> <p>・施設 25mプール(7コース / 水深1.1m～1.3m) 補助プール(水深60cm)</p> <p>・使用料金 大人510円, 中・高校生340円 小人(3歳未満除く)230円 * 身体障害者が利用する場合は, 無料</p> <p>集会室</p> <p>・施設 第1～第5集会室</p> <p>・使用料金 2,170円～6,480円 / 全日 ・冷暖房料 室料の1/2の額</p> <p>管理運営</p> <p>・体育館、温水プール (財)高松市スポーツ振興事業団</p> <p>・集会室 (財)高松市花と緑の協会</p>	<p>(御山公園)</p> <p>プレイセンター</p> <p>・施設 第1～第2会議室、和室8畳、和室6畳 町内: 使用料金 1,300円～2,400円/全日 町外者は倍額</p> <p>冷暖房料 200円 / 1時間当り</p> <p>野外炊飯施設 町内: 使用料金 100円 / 1人 町外者は倍額</p> <p>管理運営 (財)牟礼スポレッシュ財団(教育委員会が委託)</p> <p>体育施設を除く。</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	ちびっこ広場	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 ちびっこ広場	<p>目的 土地所有者の好意により、空き地となり使用されていない土地を開放してもらい、子ども達が自由に遊べる場所として整備している。</p> <p>維持管理等 ・管理 地元広場管理者 ・土地賃借料 無料 ・固定資産税 免除</p> <p>箇所数 51箇所</p>	<p>目的 高松市と同じ。</p> <p>維持管理等 高松市と同じ。</p> <p>箇所数 1箇所</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	緑化事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 街路緑化	市道の街路樹の維持管理を行っている。 ・高木 五番町西宝線ほか57路線 5,804本 ・低木 天神前瓦町線ほか37路線 28,380m	町道の街路樹の維持管理を行っている。 ・高木 新牟礼庵治線 300本 ・低木 新牟礼庵治線 1,109m
2 民有地緑化	生垣設置助成事業 ・助成対象 新しく生垣を設置する宅地の所有者 ・助成要件 公衆用道路に面した部分が4m以上 ・助成率 植栽工事費(1m当り5,000円で算出)の3分の2以内 ・事業主体 (財)高松市花と緑の協会 環境保全緑化助成事業 ・助成対象 事業所の敷地内に新しく緑化木を植栽するもの ・助成要件 (高木)公衆用道路から樹木全体が見えること (低木)公衆用道路に面した部分が4m以上 ・助成率 植栽工事費の2分の1以内 既設ブロック取り壊し加算(上記、ともに適用) 1m当り2,500円 限度額(上記、ともに適用) 150,000円 上記の事業については、(財)高松市花と緑の協会に補助金を交付し、実施している。	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
事業内容が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	緑化事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
3 緑の少年団緑化推進活動助成	該当なし。	町内小学校の「緑の少年団」活動に対する助成を行っている。 助成対象 2校 助成金額 40万円(30万円及び10万円)

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	花いっぱい推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 花壇管理	地区花壇 ・箇所数 公園、出張所等74箇所 ・管理 各施設・地元で管理 幹線道路等の花壇 ・箇所数 20箇所 ・面積 5,524㎡ ・管理 (財)高松市花と緑の協会	該当なし。
2 フラワーサークル高松	花いっぱい・緑化を進めるために、花や緑を増やし、育て、守る奉仕者として活動するフラワーサークル高松を設立し、花と緑のまちづくりの主体組織となるよう支援している。 会員数 92人 活動 フラワーフェスティバルへの参加、地区花壇への花の植え付け、高松駅前広場・花時計への花の植え付け	該当なし。
3 花と緑と石のまちづくりネットワーク活動支援	該当なし。	潤いのある快適なまちづくりを目指す花いっぱい運動、緑化推進活動、石彫品の設置運動を行うための民間組織「花と緑と石のまちづくりネットワーク」に対する助成を行う。 構成 各種団体、環境整備活動団体、地区緑化推進団体 30団体 助成金額 100万円
4 ポケットパーク	街路事業等の残地に整備したポケットパークの維持管理を行っている。 設置状況 16箇所 4,638㎡ 管理 (財)高松市花と緑の協会	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
事業内容が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 なお、牟礼町の「花と緑と石のまちづくりネットワーク」が実施している事業は、高松市の関連事業により対応する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	花いっぱい推進事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
5 フラワーフェスティバル	<p>(趣旨等) 市と市民が一体となって花いっぱいのまちづくりを推進している。 なお、平成14年度から交通安全フェアと共同で高松春のまつり「フラワーフェスティバル&交通安全フェア」として実施している。</p> <p>(主催) 高松市フラワーフェスティバル実行委員会</p> <p>(主管) 高松市、(財)高松市花と緑の協会</p> <p>(開催時期) 毎年5月3日～5日</p> <p>(開催場所) 高松市立中央公園</p> <p>(内容) ステージイベント(クイズ大会、コンサート等)、スタンプラリー、学校花壇コンクール、ガーデニング教室など</p> <p>(市負担金) 13,600千円(平成16年度実績)</p>	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業	
分類	緑の基本計画	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 緑の基本計画	<p>概要等 緑のマスタープラン及び都市緑化推進計画の内容を併せ持つものとして、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地の保全だけでなく、都市計画制度によらない公共公益施設や民有地の緑化、普及啓発活動までの幅広い計画内容を含んでおり、都市緑化保全法に基づく法定計画として、平成14年3月に策定した。 本計画は、今後の高松市の緑の保全・創出に関わる様々な施策と、その目標及び方針を定めるものである。</p> <p>計画対象区域 都市計画区域内 ただし、都市計画区域外地域についても、区域内と同様に扱う。</p> <p>基本理念 みどりあふれる 人にやさしいまち 高松</p> <p>基本方針 ・みどりをまもり、つたえる まちづくり ・みどりを活かせる まちづくり ・身近なみどりをつくり、育てる まちづくり ・みどりを育む仲間をふやす まちづくり</p>	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
牟礼町では、緑の基本計画が策定されていない。

対 応 策
合併後において、牟礼町地域を含めた計画の見直し等を行う。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業																																																																	
分類	市・町道路等																																																																	
	現			況																																																														
項目	高松市			牟礼町																																																														
1 道路状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">舗装率 (%)</th> </tr> <tr> <th>舗装済</th> <th>砂利道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>31,732</td> <td>0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>236,181</td> <td>0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>1,578,472</td> <td>95,589</td> <td>94.3</td> </tr> </tbody> </table>			区分	延長(m)		舗装率 (%)	舗装済	砂利道	国道	31,732	0	100.0	県道	236,181	0	100.0	市道	1,578,472	95,589	94.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">舗装率 (%)</th> </tr> <tr> <th>舗装済</th> <th>砂利道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>4,855</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>19,535</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>町道</td> <td>80,774</td> <td>526</td> <td>99.3</td> </tr> </tbody> </table>			区分	延長(m)		舗装率 (%)	舗装済	砂利道	国道	4,855	0	100	県道	19,535	0	100	町道	80,774	526	99.3																								
区分	延長(m)		舗装率 (%)																																																															
	舗装済	砂利道																																																																
国道	31,732	0	100.0																																																															
県道	236,181	0	100.0																																																															
市道	1,578,472	95,589	94.3																																																															
区分	延長(m)		舗装率 (%)																																																															
	舗装済	砂利道																																																																
国道	4,855	0	100																																																															
県道	19,535	0	100																																																															
町道	80,774	526	99.3																																																															
2 市・町道延長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>幅員</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5m未満</td> <td>246,996</td> </tr> <tr> <td>2.5m以上 6.5m未満</td> <td>1,212,791</td> </tr> <tr> <td>6.5m以上 8.5m未満</td> <td>105,507</td> </tr> <tr> <td>8.5m以上</td> <td>108,767</td> </tr> </tbody> </table>			幅員	実延長(m)	2.5m未満	246,996	2.5m以上 6.5m未満	1,212,791	6.5m以上 8.5m未満	105,507	8.5m以上	108,767	<table border="1"> <thead> <tr> <th>幅員</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5m未満</td> <td>13,361</td> </tr> <tr> <td>2.5m以上 6.5m未満</td> <td>54,367</td> </tr> <tr> <td>6.5m以上 8.5m未満</td> <td>11,206</td> </tr> <tr> <td>8.5m以上</td> <td>1,840</td> </tr> </tbody> </table>			幅員	実延長(m)	2.5m未満	13,361	2.5m以上 6.5m未満	54,367	6.5m以上 8.5m未満	11,206	8.5m以上	1,840																																								
幅員	実延長(m)																																																																	
2.5m未満	246,996																																																																	
2.5m以上 6.5m未満	1,212,791																																																																	
6.5m以上 8.5m未満	105,507																																																																	
8.5m以上	108,767																																																																	
幅員	実延長(m)																																																																	
2.5m未満	13,361																																																																	
2.5m以上 6.5m未満	54,367																																																																	
6.5m以上 8.5m未満	11,206																																																																	
8.5m以上	1,840																																																																	
3 市・町・管理橋梁	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">橋数</th> <th colspan="2">延長(m)</th> </tr> <tr> <th>非永久橋</th> <th>永久橋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15m未満</td> <td>22</td> <td>64</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>4</td> <td>88</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15m未満</td> <td>1,031</td> <td>4,078</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>104</td> <td>3,246</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td>9</td> <td>1,876</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	橋数	延長(m)		非永久橋	永久橋	15m未満	22	64		15m以上100m未満	4	88		100m以上				15m未満	1,031	4,078		15m以上100m未満	104	3,246		100m以上	9	1,876		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">橋数</th> <th colspan="2">延長(m)</th> </tr> <tr> <th>非永久橋</th> <th>永久橋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15m未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15m未満</td> <td>42</td> <td>203.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>5</td> <td>95.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	橋数	延長(m)		非永久橋	永久橋	15m未満				15m以上100m未満				100m以上				15m未満	42	203.0		15m以上100m未満	5	95.0		100m以上			
区分	橋数	延長(m)																																																																
		非永久橋	永久橋																																																															
15m未満	22	64																																																																
15m以上100m未満	4	88																																																																
100m以上																																																																		
15m未満	1,031	4,078																																																																
15m以上100m未満	104	3,246																																																																
100m以上	9	1,876																																																																
区分	橋数	延長(m)																																																																
		非永久橋	永久橋																																																															
15m未満																																																																		
15m以上100m未満																																																																		
100m以上																																																																		
15m未満	42	203.0																																																																
15m以上100m未満	5	95.0																																																																
100m以上																																																																		
4 認定基準	<p>市道認定基準要綱を定めている。 (認定する道路の要件) ・路線が系統的で交通上重要な道路であること。 ・国・県道の廃止に伴い、その区間が市道として在地する必要があること。 ・起点及び終点が直接公道に連絡する道路であること。 ・重要な公共、公益施設と国・県道及び市町村道のいずれかに連絡する道路。 など</p>			<p>町道認定基準を定めている。 (認定する道路の要件) ・集落相互を連絡する主要な道路であること。 ・隣接市町に連絡する主要な道路であること。 ・国道・県道・町道・集落・公益的施設を相互に連絡する主要な道路であること。 ・その他交通事情及び公の見地から町道に編入することが適当と認められる道路であること。 など</p>																																																														

部会名	土木
-----	----

問題点・課題
認定基準に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。 牟礼町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

調整案
高松市の制度に統一する。 牟礼町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	道路維持管理	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 修繕	市道の路側・側溝・雨水桝などの道路施設や舗装・暗渠等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。
2 補修	市道上の陥没、路面のひび割れなどについて、現状での機能回復を原則として、簡易なものは現場事務所や本庁職員による原材料(常温合材、グレーチング、凍結防止剤)で対応している。また、根本的に補修を要する場合は、業者発注により実施している。路面凍結防止剤を市内2箇所の公共の場所へ置き、地区住民において対応している。	高松市と同じ。 ただし、路面凍結時は対応していない。
3 清掃	市内の主要幹線道路(1級・2級)について、道路路面・雨水桝・側溝・暗渠清掃・地下道ポンプ井等の清掃を業務委託、その他道路については、地元等の通報により業務委託で実施している。 また、草刈について、県管理河川堤防の道路や、山間部で人家がなく、見通しが悪く交通安全上危険な箇所は業務委託で実施している。	町内の主要幹線道路(1級・2級)について、道路路面・側溝・雨水桝・暗渠清掃を業務委託、その他道路については、地元等の通報により業務委託で実施している。 また、草刈は、町道認定道路については、定期的に年1回(7月予定)実施。尚、通行に支障がある場合は随意に実施。業務については、牟礼町シルバー人材センターに委託している。
4 交通安全施設修繕	交通安全施設であるカーブミラー・防護柵・道路標識・区画線・交差点案内標識・視線誘導標識等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
道路維持管理の方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	道路愛護団体	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 名称	たかまつマイロード	該当なし。
2 組織	(団体数) 19道路愛護団体 (活動) 市道周辺の自治会等の団体が、道路の清掃・緑化活動などを、地域住民と協働して道路の維持管理や美化活動を実施している。	
3 支援	高松マイロード実施要領に基づき、各道路愛護団体へ清掃用具を支給するとともに、清掃に伴う障害保険への加入費用を負担している。	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	道路新設改良	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 新設改良	市の計画及び地元要望により、道路及び橋梁について計画的に実施している。	町の計画や地元要望により、道路及び橋梁について事業を実施している。
2 土地の買収単価	地元要望については4m以上は300円/㎡ 5m以上は2,000円/㎡とし、時価買収は行わない。 ただし、市の計画に基づくものはこの限りではない。	5m未満は無償、5m以上は時価買収
3 道路側溝設置事業	該当なし。	寄付を受けた土地に道路側溝を町が設置し、道路と宅地の両方の排水を行う。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・土地の買収単価が異なる。 ・高松市では、道路側溝設置事業を実施していない。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、合併時において、牟礼町地域の継続中の事業に係る土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、合併時において、牟礼町地域の継続中の事業に係る土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	急傾斜地崩壊対策事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 対象	急傾斜地の崩壊によるおそれのある集落で、移転適地がなく、かつ、工事費が至大で、土地の所有者等において崩壊防止工事を施工することが著しく困難、または不適切と認められるもので、香川県急傾斜地崩壊防止対策事業県費補助要綱の採択基準を満たすもの。	高松市と同じ。
2 区域の指定	(指定区域数) 18地区 (指定区域面積) 20.08 ha	(指定区域数) 該当なし。 (指定区域面積) 該当なし。
3 採択基準等	(採択基準) 斜面の高さが5m以上、傾斜度が30度以上のもので民家の戸数が5戸以上のもの。 (事業費負担区分) 県 2/3 市 1/3 地元 0	(採択基準) 斜面の高さが5m以上、傾斜度が30度以上のもので民家の戸数が2戸以上のもの。 (事業費負担区分) 高松市と同じ。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
区域の指定及び採択基準に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 牟礼町地域の採択基準については、現行のとおりとする。 なお、合併後において、高松市の制度の見直し等について検討するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 牟礼町地域の採択基準については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	水防対策	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 目的	水防法に基づいて高松市水防計画を作成し、それに準じ、洪水、高潮等による水災を警戒・防御し、被害の軽減を図り、市民の生命、財産を保持する。	水防法に基づいて牟礼町水防計画を作成し、洪水または、高潮等による水害を警戒・予防し、被害を軽減するため、関係諸機関と連携し、水防に必要な体制を整えとともに、活動方法を定め、適切な水防活動の実施を図る。
2 組織	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理者 高松市長 ・本部長 助役 ・水防本部員 関係各部長、課長、係長 ・関係機関 香川県、警察署、消防団ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理者 牟礼町長 ・副管理者 助役 ・水防本部員 関係各課長 ・関係機関 香川県、警察署、消防団ほか
3 水防本部の活動	大雨、洪水、高潮等に対する危険がある時、危険が解消されるまで、水防活動を迅速かつ積極的に推進する。	高松市と同じ。
4 水防本部の設置時期	香川県知事より大雨、洪水、高潮、暴風の警報の通知があったとき、また大雨、洪水、高潮の注意報発令時においても明らかに被害が予想されるときに設置する。 大雨、洪水、高潮等に対する危険が解消し、かつ水防活動が完了する等した場合、本部長の判断により解散する。	香川県知事より大雨に関する警報の通知があったとき、もしくは、洪水または高潮等に対し、水防管理者が必要と認めるときから、危険が解消するまでの間、水防本部員を召集し、設置する。 また、水防本部員は気象状況の判断により所属課員を待機させ、水防活動体制を整える。
5 命令系統	水防計画書の水防本部の組織及び事務分掌に基づき、本部長以下関係各課が水防業務の総括処理にあたる。	高松市と同じ。
6 避難勧告等の住民への周知方法	有線放送、CATV及び広報車等で周知している。	防災行政無線及び広報車で周知している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部の設置時期等が異なる。 ・避難勧告等の住民への周知方法が異なる。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。</p> <p>なお、水防計画については、牟礼町地域を含めた計画の見直し等を行うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	管理河川	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 管理河川の種 類等	<ul style="list-style-type: none"> ・普通河川 河川数 40河川 河川延長 41,500m ・準用河川 該当なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通河川 河川数 16河川 河川延長 8,150m ・準用河川 河川数 6河川 河川延長 2,015m
参考	<ul style="list-style-type: none"> ・普通河川 河川法の対象外である。 ・準用河川 河川法を準用する河川であり、河川法の二級河川に関する規定が準用される。 	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
管理河川の種類等が異なる。

対 応 策
牟礼町の普通河川及び準用河川については、高松市の普通河川及び準用河川として引き継ぐ。

調 整 案
牟礼町の普通河川及び準用河川については、高松市の普通河川及び準用河川として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業																																																																																																		
分類	河川占用料等																																																																																																		
現 況																																																																																																			
項目	高 松 市		牟 礼 町																																																																																																
1 対象河川	高松市が管理する河川		牟礼町が管理する河川																																																																																																
2 河川占用料等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電柱</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td></td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td></td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電話柱</td> <td>第1種電話柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>930</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td></td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td></td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">地下埋設物</td> <td>外径が0.1m未満</td> <td rowspan="5">長さ1mにつき1年</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>外径が0.1m以上0.15m未満</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15m以上0.2m未満</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>外径が0.2m以上0.4m未満</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>外径が0.4m以上1m未満</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外径が1m以上</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>仮建設物類</td> <td>占用面積1㎡につき1年</td> <td>530</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">その都度市長が定める額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>徴収件数 48件(平成15年度実績)</p>		占用物件		単位	占用料(円)	電柱	第1種電柱	1本につき1年	1,000	第2種電柱		1,600	第3種電柱		2,200	電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	930	第2種電話柱		1,500	第3種電話柱		2,100	地下埋設物	外径が0.1m未満	長さ1mにつき1年	48	外径が0.1m以上0.15m未満	72	外径が0.15m以上0.2m未満	95	外径が0.2m以上0.4m未満	190	外径が0.4m以上1m未満	480		外径が1m以上	950	仮建設物類	占用面積1㎡につき1年	530	その他	その都度市長が定める額			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宅 地</td> <td>市街化区域</td> <td rowspan="2">占用面積1㎡につき1年</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>耕作地(田・畑)</td> <td></td> <td></td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>竹木栽培</td> <td></td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>雑種地</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>物置場</td> <td></td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>電柱敷</td> <td></td> <td>1本につき1年</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>鉄塔敷</td> <td></td> <td>占用面積1㎡につき1年</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管 類</td> <td>外径が0.4m未満</td> <td rowspan="2">長さ1mにつき1年</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>外径が0.4m以上</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>その他工作物</td> <td></td> <td>占用面積1㎡につき1年</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">架空の電線その他 上空に設ける線類</td> <td>単線</td> <td rowspan="2">長さ1mにつき1年</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>複線</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>徴収件数 7件(平成15年度実績)</p>	占用物件		単位	占用料(円)	宅 地	市街化区域	占用面積1㎡につき1年	720	市街化調整区域	200	耕作地(田・畑)			12	竹木栽培			10	雑種地			4	物置場			200	電柱敷		1本につき1年	680	鉄塔敷		占用面積1㎡につき1年	500	管 類	外径が0.4m未満	長さ1mにつき1年	100	外径が0.4m以上	250	その他工作物		占用面積1㎡につき1年	200	架空の電線その他 上空に設ける線類	単線	長さ1mにつき1年	10	複線	20
占用物件		単位	占用料(円)																																																																																																
電柱	第1種電柱	1本につき1年	1,000																																																																																																
	第2種電柱		1,600																																																																																																
	第3種電柱		2,200																																																																																																
電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	930																																																																																																
	第2種電話柱		1,500																																																																																																
	第3種電話柱		2,100																																																																																																
地下埋設物	外径が0.1m未満	長さ1mにつき1年	48																																																																																																
	外径が0.1m以上0.15m未満		72																																																																																																
	外径が0.15m以上0.2m未満		95																																																																																																
	外径が0.2m以上0.4m未満		190																																																																																																
	外径が0.4m以上1m未満		480																																																																																																
	外径が1m以上	950																																																																																																	
仮建設物類	占用面積1㎡につき1年	530																																																																																																	
その他	その都度市長が定める額																																																																																																		
占用物件		単位	占用料(円)																																																																																																
宅 地	市街化区域	占用面積1㎡につき1年	720																																																																																																
	市街化調整区域		200																																																																																																
耕作地(田・畑)			12																																																																																																
竹木栽培			10																																																																																																
雑種地			4																																																																																																
物置場			200																																																																																																
電柱敷		1本につき1年	680																																																																																																
鉄塔敷		占用面積1㎡につき1年	500																																																																																																
管 類	外径が0.4m未満	長さ1mにつき1年	100																																																																																																
	外径が0.4m以上		250																																																																																																
その他工作物		占用面積1㎡につき1年	200																																																																																																
架空の電線その他 上空に設ける線類	単線	長さ1mにつき1年	10																																																																																																
	複線		20																																																																																																

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題	河川占用料等に差異がある。
-------------	---------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
-------	--

調 整 案	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
-------	--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業																															
分類	漁港管理事業																															
現 況																																
項目	高 松 市	牟 礼 町																														
1 管理漁港	5漁港(高松漁港・浦生漁港・西浦漁港・亀水漁港・男木漁港)を管理している。	1漁港(房前漁港)を管理している。																														
2 管理条例	高松市漁港条例	牟礼町房前漁港管理条例																														
3 維持管理経費の負担割合等	高松市 100% 漁協、地元業者 0%	牟礼町 0% 漁協、地元業者100% 町、漁協及び地元事業者が経費を負担し、漁港局部改良事業等を実施している(負担割合:町50%、漁協25%、地元業者25%)。																														
4 漁港施設占用料	<p>漁港施設占用料</p> <p>(1)電柱、電話柱、支柱、支線等は電気通信事業法施行令による額 本柱(木柱・コンクリート柱)の使用面積1.7㎡までごとに 年額宅地 1,500円 支線または支柱1本ごとに年額宅地1,500円</p> <p>(2)地下埋設物は高松市道路占用料徴収条例による占用料の額</p> <p>(ア)法第32条1項第1号に掲げる工作物 第1種電柱 1,000円/本/年 第2種電柱 1,600円/本/年 第3種電柱 2,200円/本/年 第1種電話柱 930円/本/年 第2種電話柱 1,500円/本/年 第3種電話柱 2,100円/本/年 その他の柱類 72円/本/年 共架電線その他上空に設ける線類 10円/m/年 地下電線その他地下に設ける線類 5円/m/年 路上に設ける変圧器 700円/個/年 地下に設ける変圧器占用面積 480円/㎡/年 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話 1,400円/個/年</p>	<p>漁港施設占用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>占用目的</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家屋類及びその付属地</td> <td>1㎡</td> <td>1年</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柱類</td> <td>漁業施設</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>340円</td> </tr> <tr> <td>その他の物</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>680円</td> </tr> <tr> <td>看板・広告類</td> <td>1㎡</td> <td>1年</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理埋設</td> <td>漁業施設</td> <td>1㎡</td> <td>1年</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>その他の物</td> <td>1㎡</td> <td>1年</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	占用目的	単位	期間	占用料	家屋類及びその付属地	1㎡	1年	50円	柱類	漁業施設	1本	1年	340円	その他の物	1本	1年	680円	看板・広告類	1㎡	1年	2,400円	管理埋設	漁業施設	1㎡	1年	50円	その他の物	1㎡	1年	100円
占用目的	単位	期間	占用料																													
家屋類及びその付属地	1㎡	1年	50円																													
柱類	漁業施設	1本	1年	340円																												
	その他の物	1本	1年	680円																												
看板・広告類	1㎡	1年	2,400円																													
管理埋設	漁業施設	1㎡	1年	50円																												
	その他の物	1㎡	1年	100円																												

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・維持管理経費の負担割合等に差異がある。</p> <p>・漁港施設占用料に差異がある。</p> <p>・高松市では、漁港施設使用料の徴収を検討中である。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の漁港施設占用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の漁港施設占用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	漁港管理事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
4 漁港施設占用料(つづき)	郵便差出箱及び信書便差出箱 600円 / 個 / 年 広告塔表示面積 4,400円 / m ² / 年 その他のもの占用面積 1,400円 / m ² / 年 (イ)法第32条第1項第2号に掲げる物件 外径が0.1m未満のもの 48円 / m / 年 外径が0.1m以上0.15m未満のもの 72円 / m / 年 外径が0.15m以上0.2m未満のもの 95円 / m / 年 外径が0.2m以上0.4m未満のもの 190円 / m / 年 外径が0.4m以上1m未満のもの 480円 / m / 年 外径が1m以上のもの 950円 / m / 年 (ウ)法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 1,400円 / m ² / 年 (エ)法第32条第1項第5号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 時価に0.003を乗じて得た額 / m ² / 年 地下街及び地下室 階数が2のもの 時価に0.005を乗じて得た額 / m ² / 年 地下街及び地下室 階数が3以上のもの 時価に0.006を乗じて得た額 / m ² / 年 上空に設ける通路 2,900円 / m ² / 年 地下に設ける通路 1,500円 / m ² / 年 その他のもの 1,400円 / m ² / 年 (オ)法第32条第1項第6号に掲げる施設 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの 44円 / m ² / 日 (カ)道路法施行令第7条第1号に掲げる物件 看板一時的に設けるもの 440円 / m ² / 月 看板その他のもの 4,400円 / m ² / 年 標識 1,100円 / 本 / 年 (キ)その他上記に定める以外のもの 上記に準じてその都度市長が定める額	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	漁港管理事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
4 漁港施設占用料(つづき)	(3)前2号に掲げる物件以外の工作物 1,400円 / m ² / 年 (4)前3号に掲げるもの以外のもの 上記に準じてその都度市長が定める単位及び額	
5 漁港施設使用料	該当なし。 検討中	該当なし。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	港湾施設占用料・使用料等	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 港湾施設占用料	該当なし。 検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋類及びその附属地 (けい留・外かく施設)75円 / m²/月 (野積場・道路)60円 / m² / 月 (その他)40円 / m² / 月 ・起重機 (けい留・外かく施設)100円 / m² / 月 (野積場・道路)45円 / m² / 月 (その他)30円 / m² / 月 ・管類埋設置 (けい留・外かく施設)75円 / m / 年 (野積場・道路)45円 / m / 年 (その他)30円 / m / 年 ・電柱類(電柱) (けい留・外かく施設)1,080円 / 本 / 年 (野積場・道路)540円 / 本 / 年 (その他)360円 / 本 / 年 ・電柱類(その他の柱類) (けい留・外かく施設)720円 / 本 / 年 (野積場・道路)360円 / 本 / 年 (その他)240円 / 本 / 年 ・電柱類(鉄塔) (けい留・外かく施設)800円 / m²年 (野積場・道路)400円 / m² / 年 (その他)270円 / m² / 年 ・電線類 (けい留・外かく施設)60円 / m / 年 (野積場・道路)45円 / m / 年 (その他)30円 / m / 年

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市では、港湾施設占用料及び使用料の徴収を検討中である。 ・高松市では、けい船料徴収業務について、香川県から委託を受けていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・牟礼町の港湾施設占用料及び使用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。 ・香川県からのけい船料徴収業務の受託については、高松市が引き継ぐ。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> ・牟礼町の港湾施設占用料及び使用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	港湾施設占用料・使用料等	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 港湾施設占用料(つづき)		<ul style="list-style-type: none"> ・架空管 (けい留・外かく施設)60円/m/年 (野積場・道路)45円/m/年 (その他)30円/m/年 (けい留・外かく施設)150円/本/年 (野積場・道路)130円/本/年 (その他)120円/本/年 ・標識類 (けい留・外かく施設)150円/m²/年 (野積場・道路)135円/m²/年 (その他)120円/m²/年 ・広告類(看板及び広告板) (けい留・外かく施設)3,600円/m²/年 (野積場・道路)3,000円/m²/年 (その他)3,000円/m²/年 ・その他工作物 (けい留・外かく施設)50円/m²/月 (野積場・道路)30円/m²/月 (その他)20円/m²/月
2 港湾施設使用料	該当なし。 検討中	<ul style="list-style-type: none"> 久通港(町管理) ・けい船料 木船 不定期船1けい留ごとに500円/日 鋼船 不定期船1けい留ごとに1,000円/日 ・物揚場使用料 1.80円/m²/日 継続使用10日を超えるものは1m²につき2.70円 ・野積場使用料 未舗装 4.00円/m²/日 牟礼港(県管理) ・野積場使用料 3.26円/m²/日

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	港湾施設占有料・使用料等	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
3 けい船料徴収業務の受託	該当なし。	香川県からの委託を受け、牟礼町において、県条例に基づく牟礼港のけい船料(1けい留総トン数1トンにつき4.90円)を徴収し、県へ納付している。 なお、徴収したけい船料の2割相当額を、徴収委託料として、県から受け入れている。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	漁港開発審議委員会等	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 漁港開発審議委員会	<p>(名称) 高松市漁港開発審議委員会 (設置根拠) 高松市漁港開発審議委員会条例 (目的) 市の管理する漁港及び周辺の利用開発と運営の円滑を期する。 調査審議事項 ・漁港工事の計画及び建設に関する事項 ・漁港施設の建設利用に関する事項 ・漁港周辺地帯の開発整備に関する事項 (委員数) 3名(学識経験者) (任期) 2年</p>	<p>該当なし。</p>
2 港湾管理等委員会	<p>該当なし。 検討中</p>	<p>牟礼港港湾施設管理委員会 (設置根拠) 牟礼港港湾施設管理委員会規程 (目的) 牟礼港港湾施設の管理及び利用を円滑に行う。 (委員数) 12名(町及び議会選出4名、関係自治会代表2名、土石窯業者代表6名) (任期) 3年 久通港港湾管理運営委員会 (設置根拠) 久通港港湾管理運営委員会規程 (目的) 牟礼町内に所在する久通港港湾区域内の港湾施設の利用及び占用に関し、円滑な運営を行う。 (委員数) 15名(町及び議会選出7名、関係自治会代表2名、石材加工業者代表2名、石材採掘業者代表2名、石材団地関係者代表2名) (任期) 3年</p>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・牟礼町では、漁港開発審議委員会を設置していない。 ・高松市では、港湾管理等委員会を設置していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の港湾管理等委員会については、当分の間、現行のとおりとする。 なお、委員構成については、合併時までに調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の港湾管理等委員会については、当分の間、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業			部会名	土木																						
分類	市・町営住宅																										
現 況																											
項目	高 松 市		牟 礼 町																								
1 住宅の種類及び戸数	市営住宅 40団地 4,159戸 一般住宅 3,581戸 改良住宅 572戸 LSA住宅 2戸 特公賃住宅 - 応急簡易住宅 4戸		該当なし。																								
2 申込み資格	住所要件なし。																										
3 住宅使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>3,581</td> <td colspan="2">所得金額により異なる</td> </tr> <tr> <td>改良住宅</td> <td>572</td> <td>4,500</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>LSA住宅</td> <td>2</td> <td>47,000</td> <td>44,000</td> </tr> <tr> <td>応急簡易住宅</td> <td>4</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>公営住宅法等により定められている。</p> <p>家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数</p> <p>市町村立地係数 1.1 利便性係数 0.70 ~ 0.84</p>		種類	戸数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	3,581	所得金額により異なる		改良住宅	572	4,500	1,900	LSA住宅	2	47,000	44,000	応急簡易住宅	4	1,000	1,000			
種類	戸数	使用料(円/月)																									
		最高	最低																								
一般住宅	3,581	所得金額により異なる																									
改良住宅	572	4,500	1,900																								
LSA住宅	2	47,000	44,000																								
応急簡易住宅	4	1,000	1,000																								
問 題 点 ・ 課 題																											
対 応 策																											
調 整 案																											
高松市の制度を適用する。																											

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業												
分類	市・町営住宅												
項目	現 況												
	高 松 市	牟 礼 町											
4 駐車場使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">区画数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>520</td> <td>6,000</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>条例施行規則で団地ごとに定めている。</p>			種類	区画数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	520	6,000	2,000
種類	区画数	使用料(円/月)											
		最高	最低										
一般住宅	520	6,000	2,000										
5 車庫証明書類の発行手数料	350円												
6 督促手数料	100円												
7 住宅使用料及び駐車場使用料の納期限	毎月末日(末日が土・日・祝日の場合は翌日)												

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	特定優良賃貸住宅制度	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 目的	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、民間の土地所有者や住宅供給公社等による賃貸住宅の供給に対して、建設費補助その他の助成制度を創設し、中堅所得者世帯向けの良質な賃貸住宅の供給を促進することで、民間賃貸住宅ストックの質的向上を図り、もって市民の住生活の安定と良好な地域形成に資することを目的とする。	該当なし。
2 認定基準	<p>主な要件</p> <p>1団地の住宅戸数が10戸以上であること。</p> <p>住戸面積は1団地平均で65㎡以上など、市長が定める建設基準に適合すること。</p> <p>入居者の資格が、同居親族のいる中堅所得者であること。</p>	
3 補助の内容	共同施設等の整備に要する費用の2 / 3 家賃と入居者負担額との差額	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	高齢者向け優良賃貸住宅制度	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 目的	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、民間の土地所有者や社会福祉法人などによる高齢者の身体機能に対応した設計・設備など高齢者に配慮した良質な賃貸住宅の供給に対し、建設費補助や家賃減額補助を行い、増大する高齢者単身や高齢者夫婦世帯等の居住の安定を図ることを目的とする。	該当なし。
2 認定基準	<p>主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給戸数が5戸以上であること。 構造が耐火または準耐火であること。 住戸面積は1戸当たりの以下面積が、原則25㎡以上であること。 高齢者の身体機能に対応した設計・設備であること。 緊急時に対応したサービスの利用が可能なこと。 	
3 補助の内容	<p>建設費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の土地所有者による供給の場合 共同施設等の整備に要する費用の2 / 3 ・ 社会福祉法人等による供給の場合 住宅の建設費用の1 / 3 <p>家賃減額補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃と入居者負担額との差額 	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

協議第49号資料

「下水道事業について」に関する資料

公共下水道事業計画について	41
下水道使用料について	42
受益者負担金について	43
水洗便所改造資金支援制度について	44
汚水ますの設置について	45
合併処理浄化槽設置に対する補助について	46～47
雨水利用について	48～49
(参考資料) 下水道使用料比較表	50

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 18 下水道事業	
分類	公共下水道事業計画	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 計画概要	<p>事業名:高松市公共下水道事業 (高松市の東部処理区)</p> <p>{全体計画}</p> <p>・都市計画決定区域 3,241.2ha(全体3,348.2ha)</p> <p>・計画人口 164,230人(166,680人)</p> <p>{事業計画区域}</p> <p>・事業計画区域 3,241.2ha</p> <p>・計画人口 164,230 人</p> <p>事業名:高松市流域関連公共下水道事業 (高松市の西部処理区)</p> <p>流域下水道名:香東川流域下水道</p> <p>{全体計画}</p> <p>・都市計画決定区域 1,545.2ha(全体 21244ha)</p> <p>・計画人口 75,770 人(84,620人)</p> <p>{事業計画区域}</p> <p>・事業計画区域 1,500.2 ha</p> <p>・計画人口 75,520 人</p>	<p>事業名:牟礼町公共下水道事業</p> <p>{全体計画}</p> <p>・都市計画決定区域 540ha(全体658.4ha)</p> <p>・計画人口 17,610人(21,520人)</p> <p>{事業計画区域}</p> <p>・事業計画区域 538.6 ha</p> <p>・計画人口 17,860 人</p> <p>事業名:牟礼町特定環境保全公共下水道事業</p> <p>{全体計画}</p> <p>・計画区域 158ha</p> <p>・計画人口 1,480人</p> <p>{事業計画区域}</p> <p>・事業計画区域 78ha</p> <p>・計画人口 740人</p>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策
牟礼町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

調 整 案
牟礼町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 18 下水道事業																														
分類	下水道使用料																														
現 況																															
項目	高 松 市	牟 礼 町																													
1 使用料	<p style="text-align: center;">単位:円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般汚水</td> <td>汚水排除量が8m³まで</td> <td>810</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が8m³を超え13m³まで(1m³につき)</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が13m³を超え20m³まで(1m³につき)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量20m³を越え50m³まで(1m³につき)</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量50m³を越え500m³まで(1m³につき)</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量500m³を越えるもの(1m³につき)</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>湯屋業</td> <td>1m³につき</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>平均的使用料(18m³/月)1,874円 平成19年度に見直しを行う。</p>	種別	従量使用料		単位	金額	一般汚水	汚水排除量が8m ³ まで	810	汚水排除量が8m ³ を超え13m ³ まで(1m ³ につき)	95	汚水排除量が13m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	100	汚水排除量20m ³ を越え50m ³ まで(1m ³ につき)	140	汚水排除量50m ³ を越え500m ³ まで(1m ³ につき)	175	汚水排除量500m ³ を越えるもの(1m ³ につき)	205	湯屋業	1m ³ につき	35	<p style="text-align: center;">単位:円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般汚水</td> <td>汚水排除量が1m³当たり</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>平均的使用料(18m³/月)2,457円</p>	種別	従量使用料		単位	金額	一般汚水	汚水排除量が1m ³ 当たり	130
種別	従量使用料																														
	単位	金額																													
一般汚水	汚水排除量が8m ³ まで	810																													
	汚水排除量が8m ³ を超え13m ³ まで(1m ³ につき)	95																													
	汚水排除量が13m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	100																													
	汚水排除量20m ³ を越え50m ³ まで(1m ³ につき)	140																													
	汚水排除量50m ³ を越え500m ³ まで(1m ³ につき)	175																													
	汚水排除量500m ³ を越えるもの(1m ³ につき)	205																													
湯屋業	1m ³ につき	35																													
種別	従量使用料																														
	単位	金額																													
一般汚水	汚水排除量が1m ³ 当たり	130																													
2 徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・隔月定例日検針 ・水道局に徴収委託 ・口座振替又は納入通知書による納付 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月定例日検針 ・上下水道課(上水道係)が徴収 ・口座振替又は納入通知書による納付 																													
3 納入期限・納入場所	<p>(納入期限) 翌月15日 口座振替は翌月14日</p> <p>(納入場所) 出納取扱金融機関、収納取扱金融機関、コンビニエンスストア</p>	<p>(納入期限) 口座振替は翌月7日</p> <p>(納入場所) 指定金融機関、郵便局</p>																													

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
使用料、徴収方法及び納入期限・納入場所に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 18 下水道事業	
分類	受益者負担金	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 対象者	賦課対象区域内の土地に係る受益者	高松市と同じ。
2 負担金額	対象の地積に1㎡当り150円を乗じて得た金額 (ただし、10円未満の負担金額は切り捨て)	・受益者負担金;対象の地積に1㎡当り200円を乗じて得た金額 (ただし、100円未満の負担金額は切り捨て) ・受益者分担金;対象の地積に1㎡当り500円を乗じて得た金額 (ただし、100円未満の負担金額は切り捨て)
3 徴収方法	5年間の分割払で、年2期(7・11月)の10回均等払い(1,000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。	5年間の分割払で、年4期(6・9・11・2月)の20回均等払い(10円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。
4 賦課時期	賦課対象区域の告示後、一括賦課	高松市と同じ。
5 報奨金制度	納期前に納付した負担金×1/300×納期前月数の合計	納期前に納付した分担金×0.7/100×納期前月数の合計
6 減免基準	1 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している土地 2 国または地方公共団体が、その企業の用に供している土地 3 国または地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地 4 私鉄用地、学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受けている者の土地または使用する土地、文化財である土地あるいは建物・工作物の土地、自治会が所有し、あるいは使用している土地 5 その他市長が特に必要と認める土地	1 高松市と同じ。 2 高松市と同じ。 3 高松市と同じ。 4 事業の用に供した土地、学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受けている者の土地または使用する土地、文化財である土地あるいは建物・工作物の土地 5 その他町長が特に必要と認める土地

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
負担金額、徴収方法、報奨金制度及び減免基準に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 18 下水道事業	
分類	水洗便所改造資金支援制度	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 内容	(水洗便所改造資金貸付制度) 汲取り便所を水洗トイレに改造又は、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の貸付を行う。	(水洗便所改造資金融資あっせん等制度) 汲取り便所を水洗便所に改造又は、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の融資あっせんを行うとともに、当該資金を融資した金融機関に対し、利子補給を行う。
2 貸付・融資あっせん額	・汲取り便所改造の場合 1戸につき40万円以内 ・浄化槽廃止の場合 1槽につき20万円以内	改造工事1件につき5万円以上40万円まで
3 利率	無利子	高松市と同じ。
4 償還方法	貸付を受けた翌月から1か月当たり1万円の均等分割払い	貸付を受けた翌月から1か月8千円 償還月数は50月以内

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
制度の内容、貸付・融資あっせん額及び償還方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の牟礼町の制度を適用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の牟礼町の制度を適用するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 18 下水道事業									
分類	汚水ますの設置									
現 況										
項目	高 松 市	牟 礼 町								
1 汚水ます	<p>取付管と宅地内排水管の接続部である汚水ますは、定められた基準構造のものを、公道と敷地との境界に近接した敷地内に、使用者が設置する。</p> <p>名称：取付ます (下水道条例施行規則)</p>	<p>公共汚水ますは、一の敷地につき1箇所とし、町が設置する。ただし、開発等により設置する場合は、町と協議するものとする。</p> <p>公共汚水ますの設置位置は、申請者の敷地内で境界線よりおおむね1m以内とする。</p> <p>名称：公共汚水ます (下水道条例施行規則)</p> <p>汚水ますの数</p> <table border="0"> <tr> <td>事業計画区域(拡大認可含)</td> <td style="text-align: right;">6,200個</td> </tr> <tr> <td>H15年度末 整備済み数</td> <td style="text-align: right;">5,700個</td> </tr> <tr> <td>H16年度末 整備済み数</td> <td style="text-align: right;">5,730個</td> </tr> <tr> <td>合併時の未整備数</td> <td style="text-align: right;">470個</td> </tr> </table>	事業計画区域(拡大認可含)	6,200個	H15年度末 整備済み数	5,700個	H16年度末 整備済み数	5,730個	合併時の未整備数	470個
事業計画区域(拡大認可含)	6,200個									
H15年度末 整備済み数	5,700個									
H16年度末 整備済み数	5,730個									
合併時の未整備数	470個									

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
汚水ますの設置について、費用の負担区分に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-18 下水道事業	
分類	合併処理浄化槽設置に対する補助	
項目	現況	
	高松市	牟礼町
1 合併処理浄化槽設置整備事業補助	(補助対象者) 専用住宅(主に居住の用に供する建物で小規模店舗を併設した住宅を含む。)に設置する者 (補助限度額)	(補助対象者) 専用住宅(主に居住の用に供する建物で小規模店舗を併設した住宅を含む。)に設置する者 (補助限度額)
	5人槽	445,000円
	6~7人槽	514,000円
	8~10人槽	648,000円
	11~20人槽	981,000円
	21~30人槽	1,668,000円
	31~50人槽	2,238,000円
	5~10人槽について市単独の上乗せがある。	
	高度処理型浄化槽	
		窒素・燐除去
5人槽	690,000円	735,000円
6~7人槽	875,000円	1,043,000円
8~10人槽	1,107,000円	1,434,000円
11~20人槽	1,483,000円	1,942,000円
21~30人槽	2,036,000円	2,783,000円
31~50人槽	2,496,000円	3,501,000円

部会名	土木
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・補助限度額に差異がある。 ・高松市では、市税滞納者等に対して異なる補助限度額を適用している。 ・牟礼町では、高度処理型浄化槽の設置補助を行っている。

対応策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 下水道事業		部会名	土木												
分類	合併処理浄化槽設置に対する補助															
現 況																
項目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題													
1 合併処理浄化槽設置整備事業補助(つづき)	<p>なお、専用住宅を販売又は賃貸しようとする場合、市税を滞納している者等については、次の補助限度額となる。 (補助限度額)</p> <table border="1"> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>411,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>519,000円</td> </tr> <tr> <td>11～20人槽</td> <td>981,000円</td> </tr> <tr> <td>21～30人槽</td> <td>1,668,000円</td> </tr> <tr> <td>31～50人槽</td> <td>2,238,000円</td> </tr> </table>	5人槽	354,000円	6～7人槽	411,000円	8～10人槽	519,000円	11～20人槽	981,000円	21～30人槽	1,668,000円	31～50人槽	2,238,000円			
	5人槽	354,000円														
6～7人槽	411,000円															
8～10人槽	519,000円															
11～20人槽	981,000円															
21～30人槽	1,668,000円															
31～50人槽	2,238,000円															
		<p>浄化槽自主転換補助金 100,000円 (単独浄化槽から自主的に合併浄化槽への設置替) 【平成16年度より実施】</p>														
			対 応 策													
			調 整 案													

行政制度等現況調書・調整方針

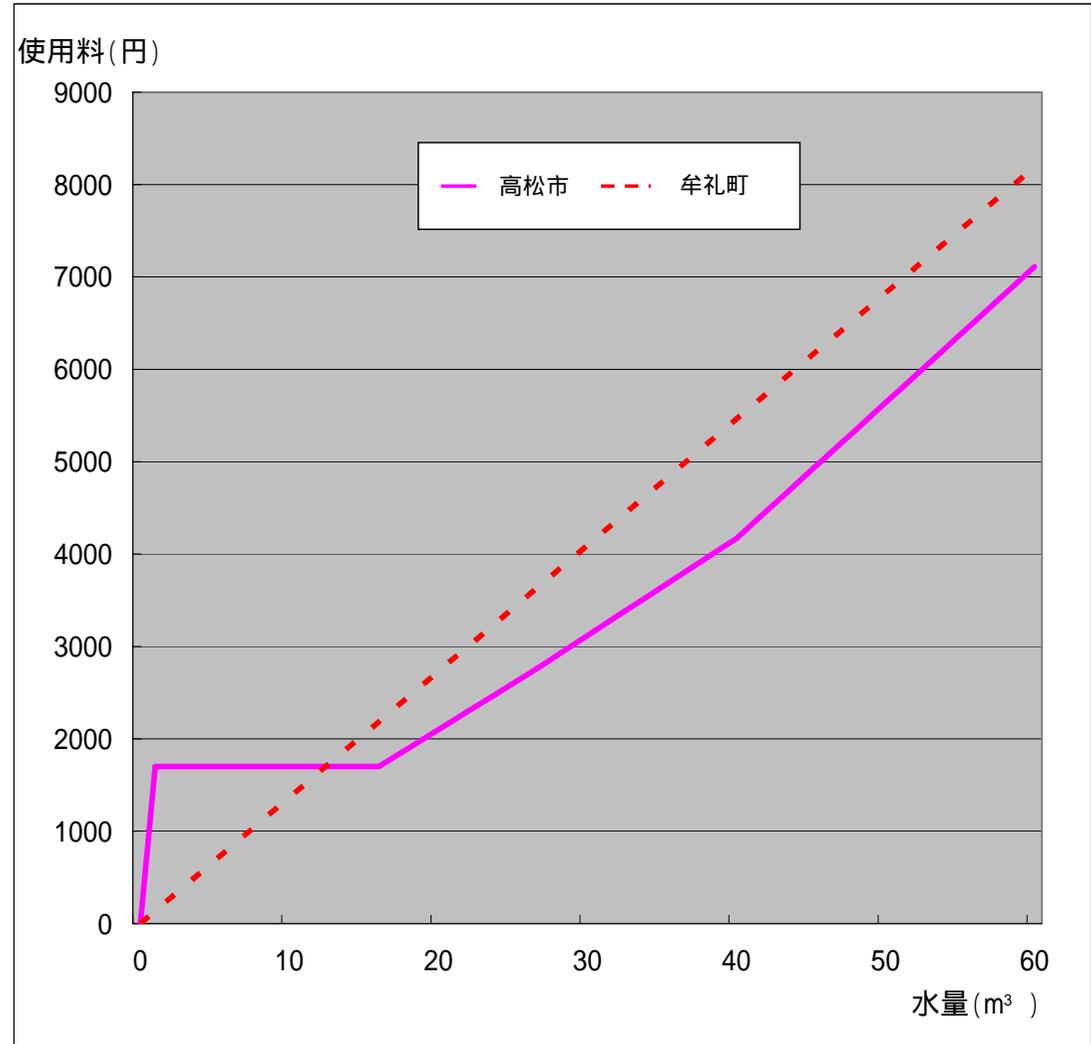
協定項目	24 - 18 下水道事業		部会名	土木
分類	雨水利用			
現 況				
項目	高 松 市	牟 礼 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 雨水流出抑制 施設整備助成	<p>雨水等を雑用水として利用するために貯留する施設を設置する際、その費用の一部を助成</p> <p>(補助対象者) 個人・法人</p> <p>(助成額) 小規模施設 雨水貯留施設購入価格の1/2(上限10万円) 中・大規模施設 1m³につき4万円(上限100万円)。ただし、有効貯留水量が25m³を超えるもので、雨水に排水を混入して雑排水として利用するための簡易浄化装置を設置する場合は、25m³を超える部分について2万円/m³を加算(上限150万円)。</p>	該当なし。		
			調 整 案	

下水道使用料比較表

(参考資料)

2か月分、税込み、単位：円

水量 (m ³)	高松市	牟礼町	水量 (m ³)	高松市	牟礼町
1	1,701	136	31	3,223	4,231
2	1,701	273	32	3,328	4,368
3	1,701	409	33	3,433	4,504
4	1,701	546	34	3,538	4,641
5	1,701	682	35	3,643	4,777
6	1,701	819	36	3,748	4,914
7	1,701	955	37	3,853	5,050
8	1,701	1,092	38	3,958	5,187
9	1,701	1,228	39	4,063	5,323
10	1,701	1,365	40	4,168	5,460
11	1,701	1,501	41	4,315	5,596
12	1,701	1,638	42	4,462	5,733
13	1,701	1,774	43	4,609	5,869
14	1,701	1,911	44	4,756	6,006
15	1,701	2,047	45	4,903	6,142
16	1,701	2,184	46	5,050	6,279
17	1,800	2,320	47	5,197	6,415
18	1,900	2,457	48	5,344	6,552
19	2,000	2,593	49	5,491	6,688
20	2,100	2,730	50	5,638	6,825
21	2,199	2,866	51	5,785	6,961
22	2,299	3,003	52	5,932	7,098
23	2,399	3,139	53	6,079	7,234
24	2,499	3,276	54	6,226	7,371
25	2,598	3,412	55	6,373	7,507
26	2,698	3,549	56	6,520	7,644
27	2,803	3,685	57	6,667	7,780
28	2,908	3,822	58	6,814	7,917
29	3,013	3,958	59	6,961	8,053
30	3,118	4,095	60	7,108	8,190



「社会教育事業について」に関する資料

生涯学習基本計画について	52
子ども読書活動推進計画について	53
子どもの健全育成について	54~55
子ども会活動の促進について	56
P T A 活動の促進について	57
成人式について	58
青年活動の推進について	59
家庭教育等の推進について	60
成人教育の推進について	61
公民館について	62~65
高松市生涯学習センターについて	66
少年育成センター事業について	67
スポーツ団体育成事業について	68~69
スポーツイベント等振興事業について	70
各種スポーツイベント事業について	71
体育指導委員について	72
学校体育施設開放推進事業について	73~74
体育施設管理運営について	75~77

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	生涯学習基本計画	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 生涯学習基本計画	<p>(概要等) 市民の学習意欲が高まる中、平成7年6月に策定した「高松市生涯学習基本計画」に基づき、総合的な学習環境の整備を行ってきたが、社会情勢の変化に的確に対応した計画とするため、平成15年8月に新たに「新高松市生涯学習基本計画(いきいき高松まなびプラン)」を策定し、生涯学習の推進を図るための施策事業の進行管理を行っている。</p> <p>(計画期間) 平成15年度～平成19年度</p> <p>(目標) 豊かな人間性と学びの輪を育てる生涯学習都市・高松</p> <p>(基本方針) ・生涯にわたる学習機会の充実 ・生涯学習における人づくり ・生涯学習における情報化 ・学びの場の充実と活用 ・生涯学習推進体制の強化</p>	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
牟礼町では、生涯学習基本計画が策定されていない。

対 応 策
合併後において、牟礼町地域を含めた計画の見直し等を行う。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	子ども読書活動推進計画	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 子ども読書活動推進計画	<p>(概要等) 子どもの読書離れが指摘される中、子どもたちの読書活動を推進するため、「高松市子ども読書活動推進委員会」を設置するとともに、「高松市子ども読書活動推進計画」を策定し、関係施策事業の総合的かつ効果的な推進を図る。</p> <p>(計画期間) 平成16年度～平成20年度</p> <p>(基本方針) 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取り組みの推進 社会的気運を醸成するための啓発・広報活動の推進</p> <p>(重点プロジェクト) ブックスタート ブックリストの作成 ボランティアの養成 一斉読書活動の推進 学校図書館図書整備 学校図書館情報システムの構築・活用 学校図書館指導員の配置 子ども読書まつり</p>	<p>(計画の趣旨) 子どもの読書活動を社会全体で支援するため、「牟礼町子ども読書活動推進計画」を策定し、関係する施設、設備、人的環境の整備に努め、施策の総合的かつ計画的な推進を図る</p> <p>(計画期間) 平成16年度～平成19年度</p> <p>(基本方針) 家庭、地域、学校を通じた社会全体の取り組みの推進</p> <p>社会的機運を醸成するための啓発・広報の推進</p> <p>(重点プロジェクト) 高松市と同じ。 該当なし。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 該当なし。 高松市と同じ。 該当なし。 「23が60読書運動」の推進 ボランティア等と連携した読み聞かせの普及・充実 家庭に眠っている本を蔵書として再生する活動の展開 優れた取り組みの奨励</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
計画の内容に差異がある。

対 応 策
合併後において、牟礼町地域を含めた計画の見直し等を行う。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	子どもの健全育成	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 子ども農園	<p>子どもが土に親しみ農作物を育てる喜びと勤労の尊さを体験することにより、健康で情操豊かな子どもの成長を図るため、子ども農園開設に対し、補助している。</p> <p>(補助基準) 年額50円 / m²</p>	該当なし。
2 子ども外国語教室	<p>子どもが外国語や外国の文化に親しむため、地区公民館において講座を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1教室 小学生20人程度 ・1講座6回 2公民館 	該当なし。
3 少年教育指導者養成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校週5日制に対応し、地域と子どもの結びつきを深めるため、研修会などに、専門的な指導・助言を行う指導員を派遣している。 ・子ども会・育成会の指導会の指導者の知識・技能の習得を図るため講習会を実施している。 	<p>該当なし。</p> <p>・子ども会・育成会の指導者の知識・技能の習得を図るため講習会を実施している。(世話人会・讚子連)</p>
4 新春子どもフェスティバル	<p>親子の人間関係や友達との友情を育て、健康で明るい子どもの成長と子ども会活動の発展を図るため実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 毎年2月の第1日曜日 ・開催場所 中央公園など ・主な内容 すもう大会、ドッジボール大会、かるた大会など 	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業		部会名	教育
分類	子どもの健全育成			
	現 況			
項目	高 松 市	牟 礼 町		
5 フットベース ボール大会	<p>子どもの健康増進を図るとともに、友情、団結等を 培うため、校区対抗子ども会フットベースボール大会 を実施している。</p> <p>・開催時期 毎年8月中旬 ・開催場所 西部運動センター</p>	該当なし。		問 題 点 ・ 課 題
				対 応 策
				調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	子ども会活動の促進	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 内容	子ども会活動の充実と子どもの健全育成を図るため、団体に対して、補助金を交付している。	子ども会活動の充実と子どもの健全育成を図るため、子ども会活動を活性化させる各種行事を実施し、校区子ども会に対しては補助金を交付している。また、大人と子どもたちのパイプ役となるジュニア・リーダーの育成を図り、子ども会活動の活性化を推進する。
2 補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> 高松市子ども会育成連絡協議会 単位子ども会数 653子ども会 子ども会員数 14,953人 平成16年度実績 1,993千円 高松市校区子ども会育成連絡協議会 校区子ども会数 41子ども会 平成16年度実績 963千円 	<ul style="list-style-type: none"> 牟礼町子ども会育成連絡協議会 単位子ども会数 47子ども会 子ども会員数 1,094人 平成15年度実績 952千円 (直接町費負担) 牟礼町校区子ども会育成連絡協議会 校区子ども会数 3子ども会 平成16年度実績 450千円
3 ジュニア・リーダークラブ	<ul style="list-style-type: none"> 高松市子ども会育成連絡協議会事業として、ジュニアリーダーの育成が位置づけられている。 構成 中学生19名、高校生9名 合計28名 高松市子ども会育成連絡協議会からの補助金 50千円 	<ul style="list-style-type: none"> 中学生、高校生で構成するジュニア・リーダーが、リーダーキャンプや野外活動及びレクリエーションの指導等の子ども会活動や町行事への支援、協力を行うとともに、大人と子どもたちのパイプ役として活動している。 構成 中学生 22名、高校生 17名、シニア・リーダー 12名 合計 51名 平成15年度活動経費 286千円

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題	補助対象団体等に差異がある。
-------------	----------------

対 応 策	<ul style="list-style-type: none"> 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 牟礼町子ども会育成連絡協議会については、高松市子ども会育成連絡協議会への統合を促す。 牟礼町校区子ども会育成連絡協議会については、高松市子ども会育成連絡協議会への加入を促す。 牟礼町地域の校区子ども会への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整する。 牟礼町ジュニア・リーダークラブについては、高松市子ども会育成連絡協議会内に組織される高松市ジュニア・リーダークラブへの加入を促すこととし、補助については、合併年度の翌年度から、4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整する。
-------	--

調 整 案	<ul style="list-style-type: none"> 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の校区子ども会及び牟礼町ジュニア・リーダークラブへの補助については、合併年度の翌年度から、4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整する。
-------	---

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	PTA活動の促進	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 内容	PTA活動の推進・発展及び学校・家庭・地域社会の相互連携による児童・生徒の健全育成を図るため、団体に対して、運営補助金を交付する。	PTA活動の推進・発展及び学校・幼稚園・家庭・地域社会の相互連携による児童・生徒・園児の健全育成を図るため、団体に対して、運営補助金を交付する。
2 補助対象団体	<p>高松市PTA連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区数 62校 小学校(市立41 国立1 直島1) 中学校(市立18 国立1 直島1) (ただし、男木は小中学校で1校) ・会員数 30,499人 平成16年度実績 2,000千円 <p>高松市立幼稚園PTA連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園数 18園 ・会員数 2,182人 平成16年度実績 100千円 	<p>牟礼町PTA連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園区数 4園(町立 4) ・校区数 4校 小学校(町立 3) 中学校(町立 1) ・会員数 1,819人 平成16年度実績 300千円

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助対象団体に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ・牟礼町PTA連絡協議会については、高松市PTA連絡協議会及び高松市立幼稚園PTA連絡協議会への統合を促す。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	成人式	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 実施日	毎年 成人の日	毎年 1月3日
2 場所	高松市文化芸術ホール(平成16年度)	牟礼町公民館大ホール(平成16年度)
3 対象者	<p>(対象者) 新成人(4/2～翌年4/1までに生まれた者) (案内方法) 市内在住者については、封書により教育委員会から案内を行っている。 なお、市外在住者については、高松市ホームページにより周知を図っている。</p> <p>平成15年度対象者数 市内在住者 3,751人 市外在住者 341人 計 4,092人</p>	<p>(対象者) 新成人(4/2～翌年4/1までに生まれた者) 10/1現在牟礼町に住民票を有する者 本人が3年前の1/1以降に転出し、世帯が町内に残っている者。 (案内方法) ・ に対しては、往復はがきにより牟礼町から案内を行っている。なお、町外在住者で町立学校卒業生にはホームページで周知している。</p> <p>平成15年度対象者数 町内在住者 210人 町外在住者 35人 計 245人</p>
4 内容	記念式典を実施している。	高松市と同じ。
5 主催等	(主催) 高松市・高松市教育委員会 (企画・運営) 成人式運営スタッフ(公募)	(主催) 牟礼町 (企画) 教育委員会・青年会・新成人代表 (運営) 教育委員会・青年会
6 記念イベント	成人の日の趣旨を啓発するために、新成人自らが、または、新成人を祝い励ますために市民が、イベント案を企画・提案・実施している。	式典後に記念撮影、茶話会等を実施(経費は一般会計より支出)
7 記念品等	対象者全員に記念パンフレットを送付している。	成人式出席者に、記念パンフレット、記念品、町史引換券を渡している。後日、記念写真を送付している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施日、対象者への案内方法等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	青年活動の推進	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 青年団体の育成事業	市内の青年相互の連携や青年活動の振興に努めている高松市青年連絡協議会に対し、運営補助をしている。 平成16年度実績 225千円	町内の青年相互の連携や青年活動の振興に努めている牟礼町青年会に対し、育成及び活動補助をしている。 H16年度実績 150千円
2 青年活動指導員派遣	市内の青年等を対象に指導員を派遣し、仲間づくりや青年活動の活性化を図るとともに、青年団体の指導者として活躍できる人材を育成している。	該当なし。
3 青年寺子屋事業	青年自らが企画・運営して小学生たちと一緒に、学校や家庭から離れて行う体験学習や異年齢層との世代交流を通じて、集団の中で楽しみながら人と触れ合う機会を創出するとともに、青年の資質向上・社会参加を促進している。	該当なし。
4 知的障害者青年教室	知的障害のある青年が、集団活動を通じて、仲間との連帯の輪を広め、人と触れ合う喜びを築いていくとともに、社会人としての知識・技能の習得を図る場として開設している。 ・開設教室数 1教室	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
青年団体の育成事業の補助内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町青年会については、高松市青年連絡協議会への加入を促すこととし、補助については、合併年度の翌年度から4年度目において高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町青年会については、高松市青年連絡協議会への加入を促すこととし、補助については、合併年度の翌年度から4年度目において高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	家庭教育等の推進	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 家庭教育学級	<p>家庭における子どもの教育上の諸問題等について学習する場として家庭教育学級を開設している。</p> <p>・市立小学校、幼稚園家庭教育学級 59学級 ・市民グループ家庭教育学級 12学級</p>	該当なし。
2 家庭教育セミナー	<p>家庭教育の充実を図るため、子どもの発達段階に応じた講座を開設している。</p> <p>・3コース</p>	該当なし。
3 父親のための家庭教育出前講座	<p>父親等を対象に、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、講座を開設している。</p> <p>・10講座</p>	該当なし。
4 就学時健診等を活用した子育て講座	<p>就学時健診等を活用して、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、保護者向けに講演・指導を行っている。</p> <p>・対象 市立小学校 41校(年1回開催)</p>	<p>入学周知会を活用して、家庭教育に関する専門の講師を迎え、保護者向けに講演・指導を行っている。</p> <p>・対象 町立小学校 3校(年1回開催)</p>
5 思春期の子どもを持つ親のための子育て講座	<p>学校説明会や保護者会等の機会を活用して、思春期の子どもを持つ保護者を対象に講座を開設する。</p> <p>・対象 市立中学校 18校(年2回開催)</p>	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>牟礼町では、家庭教育学級、家庭教育セミナー、父親のための家庭教育出前講座及び思春期の子どもを持つ親のための子育て講座を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	成人教育の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 高齢者教室	市内の地区老人クラブ等の申請により、地区公民館等で開設している。 ・41教室	福寿大学を公民館等で開設している。 ・1教室
2 女性教室	地区婦人会等や市民グループの申請により、地区公民館等で開設している。 ・地区女性教室 39教室 ・市民グループ女性教室 8教室	レディースカレッジと水仙学級を公民館等で開設している。 ・レディースカレッジ 1教室 10講座 ・水仙学級 1教室 10講座

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施内容等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

協定項目	24 - 21 社会教育事業							
分類	公民館							
現 況								
項 目	高 松 市				牟 礼 町			
1 施設の概要	・地区公民館 41館				・公民館(中央館・地区館・分館)			
	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造
	1 二番丁	663.19	450.87	RC2F	22 前田	1,913.86	450.75	RC2F
	2 四番丁	428.28	450.66	RC2F	23 川添	1,515.05	671.30	RC2F
	3 龜阜	348.23	450.54	RC2F	24 林	1,143.32	450.64	RC2F
	4 栗林	1,097.37	450.76	RC2F	25 三谷	1,426.01	450.20	RC2F
	5 花園	350.00	503.00	RC3F	26 仏生山	1,470.85	650.97	RC2F
	6 松島	1,159.05	672.11	RC2F	27 一宮	1,904.00	650.77	RC1F
	7 築地	333.73	450.38	RC2F	28 多肥	1,490.74	450.68	RC2F
	8 新富屋町	542.01	450.76	RC2F	29 川岡	1,218.69	450.23	RC2F
	9 日新	251.23	502.20	RC3F	30 円座	1,403.76	450.63	RC2F
	10 鶴尾	1,562.51	578.08	RC2F	31 檜紙	2,336.00	450.17	RC2F
	11 太田	1,516.30	450.79	RC2F	32 磁丁	2,024.59	673.48	RC2F
	12 太田中央	1,500.44	420.38	RC2F	33 鬼無	1,524.67	450.51	RC2F
	13 太田南	1,919.35	420.15	RC2F	34 香西	1,132.55	650.61	RC2F
	14 木太	1,697.70	450.71	RC2F	35 下笠居	843.16	522.20	RC2F
	15 木太南	1,453.66	420.62	RC2F	36 女木	712.56	400.92	SALC2F
	16 木太北部	1,254.00	420.56	RC2F	37 男木	327.30	400.66	SALC2F
	17 古高松	1,021.06	450.51	RC2F	38 川島	1,852.81	650.80	RC2F
	18 古高松南	1,333.81	420.49	RC2F	39 十河	1,251.97	400.86	RC2F
	19 屋島	1,826.71	450.42	RC2F	40 東植田	1,048.00	400.00	RC2F
	20 屋島西	1,421.02	424.58	RC2F	41 西植田	1,395.58	400.27	RC2F
	21 屋島東	2,650.37	420.76	RC2F				
	RC:鉄筋コンクリート SALC:鉄骨造軽量気泡コンクリートパネル張							
	・管理公民館				・管理公民館			
	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造				
	1 鶴尾中部	86.83	86.83	木造1F				

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
公民館の開館日、開館時間等に差異がある。

対 応 策
牟礼町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 牟礼町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。

調 整 案
牟礼町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 牟礼町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	公民館	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
2 開館時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前9時～午後10時 (ただし、日曜日は午後5時まで) ・休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前9時～午後10時 ・休館日 公民館・南地区公民館 毎週月曜日 大町分館 毎週火曜日 全館 国民の祝日(土・日は除く)
3 公民館事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、人権学習・家庭教育・ボランティア学習等の現代的課題や、学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 地域住民の自主的な学習活動として、同好会活動が行われている。 ・貸館 各地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、各地区公民館のホールや会議室を貸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座 公民館講座(生涯学習)を通して、「自分づくり」、「仲間づくり」をはじめ、楽しみや生きがいを見つけ、個々がいきいきと輝き、夢が広がるまちづくりへと広げること。また、公民館講座を通じて地域の人を知り、自分の住んでいるまちへの“郷土愛”を育むことをねらいとして実施。 ・同好会活動 高松市と同じ。 ・貸館 地域住民の生涯学習の場として、また、まちづくりを支える各種団体やジュニア・リーダーをはじめとする青少年の活動の拠点として、各室を貸し出している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業																										
分類	公民館																										
現 況																											
項目	高 松 市		牟 礼 町																								
4 使用料	・公民館使用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用時間</th> <th style="text-align: center;">午前9時から 正午まで</th> <th style="text-align: center;">午後から 午後5時まで</th> <th style="text-align: center;">午後5時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">小会議室 (40㎡未満)</td> <td style="text-align: center;">220円</td> <td style="text-align: center;">250円</td> <td style="text-align: center;">370円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中会議室 (40㎡以上150㎡未満)</td> <td style="text-align: center;">430円</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">760円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大ホール (150㎡以上)</td> <td style="text-align: center;">870円</td> <td style="text-align: center;">1,010円</td> <td style="text-align: center;">1,520円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調理実習室</td> <td style="text-align: center;">650円</td> <td style="text-align: center;">760円</td> <td style="text-align: center;">1,140円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">冷暖房装置</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">その室の使用料の2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>公民館活動や同好会活動など、地域住民の教育、学術、文化の増進に資すると認められる場合は使用料を減免している。</p>		使用時間	午前9時から 正午まで	午後から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	小会議室 (40㎡未満)	220円	250円	370円	中会議室 (40㎡以上150㎡未満)	430円	500円	760円	大ホール (150㎡以上)	870円	1,010円	1,520円	調理実習室	650円	760円	1,140円	冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額			・公民館使用料 別表のとおり
使用時間	午前9時から 正午まで	午後から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																								
小会議室 (40㎡未満)	220円	250円	370円																								
中会議室 (40㎡以上150㎡未満)	430円	500円	760円																								
大ホール (150㎡以上)	870円	1,010円	1,520円																								
調理実習室	650円	760円	1,140円																								
冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額																										

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

別表

牟礼町公民館 使用料

区分		使用時間帯	面積 (平方メートル)	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
				9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
公民館	1階	大ホール	668	10,000	14,000	15,000	24,000	29,000	39,000
		会議室	58	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
		料理教室	80	1,000	1,300	1,500	2,300	2,800	3,800
		大ホール前部		1,000	1,300	1,500	2,300	2,800	3,800
	2階	講座室	80	1,000	1,300	1,500	2,300	2,800	3,800

- 備考 1 町民以外の利用者は本表の50%増とする。
 2 使用者が入場料を徴収する場合は、本表に掲げる金額の100%増とする。
 3 冷暖房を使用する場合は、1時間につき大ホールにあっては、3,000円その他にあっては、200円を加算する。
 4 備え付けのピアノ又は映写機を使用する場合は、使用1回につき、3,000円を加算する。
 5 使用時間帯には、準備及び使用後の整理時間を含むものとする。

牟礼町南地区公民館 使用料

区分		使用時間帯	面積 (平方メートル)	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
				9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
1階	講座室	49.87	500	500	500	1,000	1,000	1,500	
	料理教室	39.97	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000	
2階	大会議室	105.19	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000	
	小会議室	21.45	500	500	500	1,000	1,000	1,500	

- 備考 1 牟礼町公民館使用料備考欄1・2・5と同様。
 2 冷暖房を使用する場合は、1時間につき200円を加算する。

牟礼町公民館 大町分館(ユーカーリ会館) 使用料

区分	使用時間帯	面積 (平方メートル)	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
第一会議室		92.5	500	500	500	1,000	1,000	1,500
第二会議室		92.5	500	500	500	1,000	1,000	1,500
第一研修室		16	200	200	200	400	400	600
第二研修室		16	200	200	200	400	400	600
和室		24	200	200	200	400	400	600

- 備考 1 牟礼町公民館使用料備考欄1・2・5と同様。
 2 冷暖房を使用する場合は、1時間につき会議室にあっては200円、その他にあっては100円を加算する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業																															
分類	高松市生涯学習センター																															
現 況																																
項目	高 松 市	牟 礼 町																														
1 概要	(所在地) 高松市片原町11番地1(むうぶ片原町ビル内) (延床面積) 3,186.24㎡ (構造) 鉄骨鉄筋コンクリート造13階建ての1階から4階までの各階の一部 (施設) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>301㎡</td> <td>220人</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>224㎡</td> <td>90人</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>84㎡</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>18畳</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>OA実習室</td> <td>91㎡</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>90㎡</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>90㎡</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>84㎡</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>市民ギャラリー</td> <td>66㎡</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	面積	定員	多目的ホール	301㎡	220人	大研修室	224㎡	90人	小研修室	84㎡	42人	和室	18畳	24人	OA実習室	91㎡	20人	実習室	90㎡	32人	音楽室	90㎡	16人	視聴覚室	84㎡	42人	市民ギャラリー	66㎡		該当なし。
施設名	面積	定員																														
多目的ホール	301㎡	220人																														
大研修室	224㎡	90人																														
小研修室	84㎡	42人																														
和室	18畳	24人																														
OA実習室	91㎡	20人																														
実習室	90㎡	32人																														
音楽室	90㎡	16人																														
視聴覚室	84㎡	42人																														
市民ギャラリー	66㎡																															
2 事業概要	高松市生涯学習カレッジ 高松市生涯学習推進事業 指導者・ボランティア養成事業																															
3 生涯学習情報システム	市民の学習活動を支援するため、人材・イベント・施設情報等の各種学習情報の提供、施設予約管理及び事業管理等の各種機能を持つ生涯学習情報システムを運営している。																															

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	少年育成センター事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 実施主体	高松市が運営	牟礼町が運営
2 事業内容	<p>(巡視・補導業務) 問題行動や非行防止のための巡視補導を行う。</p> <p>(相談業務) 青少年の多様な悩みに相談対応する。</p> <p>(地区住民会議サポート) 地域住民の健全育成活動を支援するため、高松市青少年健全育成市民会議に対して補助金を交付している。</p> <p>なお、各校区ごとの青少年健全育成連絡協議会に対しては、高松市青少年健全育成市民会議から、活動費を助成している。</p> <p>(その他) 環境浄化・広報啓発・研修等を行う。</p>	<p>(巡視・補導業務) 高松市と同じ。</p> <p>(相談業務) 高松市と同じ。</p> <p>(地区住民会議サポート) 地域住民の健全育成活動を支援するため、牟礼町青少年健全育成連絡協議会及び各校区青少年健全育成連絡協議会へ補助金を交付している。</p> <p>(その他) 高松市と同じ。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
地区住民会議活動支援の内容に差異がある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町青少年健全育成連絡協議会については、高松市青少年育成市民会議への統合を促す。</p> <p>牟礼町の各校区青少年育成連絡協議会については、高松市青少年育成市民会議への加入を促す。</p> <p>なお、活動支援方法等については、牟礼町の地域活動の実情を考慮する中で、適切に対応するものとする。</p>

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業	
分類	スポーツ団体育成事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 体育協会	<p>(名称) 高松市体育協会 (加盟団体) 27 団体 (活動内容) 自主的に行う大会や、スポーツ教室・講座の開催を奨励し、高松市における競技力の向上と競技の普及・振興を図っている。 (補助金) 2,700千円 競技団体補助金@50千円×27団体 = 1,350千円 選手育成補助 1,350千円</p>	<p>(名称) むれスポレッシュ財団体育協会 (加盟団体) 7団体 (活動内容) 自主的に行う大会や、スポーツ教室・講座の開催を奨励し、牟礼町における競技力の向上と競技の普及・振興を図っている。 (補助金) 1,870千円</p>
2 地区体育協会	<p>(名称) 高松市地区体育協会 (地区数) 市内 37地区 (活動内容) 地区で行うスポーツ大会・教室・講座を奨励し、住民の健康・体力づくりの増進や、地域における生涯スポーツの振興を図っている。 (補助金) 6,100千円 地区体協補助金@150千円×37団体 = 5,550千円 連絡協議会補助金 550千円</p>	該当なし。
3 高松市体力づくり市民会議	<p>(名称) 高松市体力づくり市民会議 (加盟団体) 16団体 (活動内容) いつでもどこでもできる生涯スポーツを推進。有酸素運動の提唱、実践。 (補助金) 構成団体補助金 160千円 @10千円×16団体 = 160千円</p>	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会及びスポーツ少年団への補助に差異がある。 ・牟礼町には地区体育協会がない。 ・スポーツ少年団の登録料等に差異がある。 ・高松市スポーツ少年団では、日没後の練習を認めていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ・むれスポレッシュ財団体育協会については、高松市体育協会への統合を促す。 ・牟礼町地域において、地区体育協会の組織化を促すものとする。 ・牟礼町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から、4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。 ・牟礼町地域のスポーツ少年団の新規登録窓口については、現行のとおりとする。 ・牟礼町のスポーツ少年団の練習時間帯については、指導者確保の点から日没後も認めることとする。

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から、4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	スポーツ団体育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
4 スポーツ少年団	<p>(名称) 高松市スポーツ少年団 (登録数) 157 団体 (人数) 3,627 人 (登録料) 指導者 1,500円(国700円、県300円、市500円) 団員 700円(国300円、県200円、市200円) (受付窓口) 高松市市民スポーツ課</p> <p>(専門委員会) 軟式野球・剣道・バレーボール・サッカー・ソフト ボール・バドミントン・その他種目(7専門委員会) (活動内容) 種目別交流大会の開催や、スポーツ少年団認定 員養成講習会、巡回指導者講習会を開催している 他、中高生の団員によるリーダー会活動等を行っ ている。 (練習時間帯) 日没まで (補助金) 矢島町・高松市スポーツ少年団交流 事業補助金 100千円 各スポーツ少年団が交互に訪問、 受け入れを行う事業に対する補助 (負担金) スポーツ少年団認定員養成講習会 事業負担金 61千円</p>	<p>(名称) 牟礼町スポーツ少年団 (登録数) 14団体 (人数) 355人 (登録料) 指導者 1,100円(国700円、県300円、財団100円) 団員 600円(国300円、県200円、財団100円) (受付窓口) むれスポレッシュ財団、牟礼町教育委 員会事務局</p> <p>(専門委員会) なし (活動内容) それぞれの団が独自に種目別の各種大会に参加 している。11月3日の文化の日には、柔道・剣道・空 手道・フェンシングの団体が参加する「牟礼武道大 会」、2月には、全スポーツ少年団が参加し、相互の 交流を図る「スポーツ少年団交流大会」を行って いる。交流大会は財団からの補助金で運営。 (練習時間帯) 20:00(20:00までを原則として いるが、例外有り) (補助金) 育成費助成金1,700千円(財団より) 大会派遣費助成金申請による(財団より) 競技大会費助成金申請による(財団より) (負担金) スポーツ少年団認定員養成講習会参加 負担金3,000円×14団体 (各団受講者1名分についての参加費負担、牟礼町より)</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業		部会名	教育
分類	スポーツイベント等振興事業			
	現 況			
項目	高 松 市	牟 礼 町		問 題 点 ・ 課 題
1 市・町民スポーツ大会	<p>(名称) 高松市民スポーツフェスティバル (開催時期) 9月～10月 (内容) ・小学校区対抗競技大会(校區別) リレー競技 ゲートボール競技 ボウリング競技 卓球競技 バレーボール競技 ソフトボール競技 バドミントン競技 インディアカ競技 ・屋島一周クォーターマラソン 広域都市圏(周辺10町)オープン競技 ・スポーツ・レクリエーション大会「トリムの祭典」 フリー参加型スポーツイベント (運営) 高松市民スポーツフェスティバル実行委員会 概要 企画、運営、広報、参加促進、関係機関及び 団体との連絡調整等 (主管団体) 高松市体育協会 高松市地区体育協会 体力づくり市民会議 高松市体育指導委員連絡協議会</p>	<p>(名称) むれスポーツフェスタ (開催時期) 5月第2日曜日 (内容) ・自治会对抗種目 男女別リレー 綱引き ムカデ競争 ・その他種目 玉入れ 学年別競争 障害物競走 引越しゲーム 大玉転がしなど (企画運営) 牟礼町教育委員会 牟礼町体育指導委員会 企画、運営、広報、参加促進、関係機関及び 団体との連絡調整等 (運営費) 900千円</p>	<p>・市・町民スポーツ大会の内容等に差異がある。 ・牟礼町では地区運動会を開催していない。</p>	
				対 応 策
				<p>・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町のむれスポーツフェスタは高松市の地区運動会として取扱い、牟礼地区体育協会の自主運営とする。 ・牟礼町地域のむれスポーツフェスタ(地区運動会)への補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。</p>
				調 整 案
2 地区運動会	<p>(名称) 町民運動会、地区運動会、校区運動会等 地区ごとに名称が異なる。 (37地区体育協会) (開催時期) 春または秋に開催 (内容) 地区ごとに決定する。 (運営) 各地区体育協会主催 各地区体育協会と小学校との共催</p>	該当なし。		<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域のむれスポーツフェスタへの補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	各種スポーツイベント事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 主催、共催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高校選抜ソフトテニス大会 ・健脚大会(琴平・塩江) ・仏生山スポーツフェスタ ・都市対抗源平駅伝競走大会 ・市民遠泳大会 ・地区対抗ドッジボール大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・のんびりピック ・のんびりハイキング ・新春ウォーク ・都市対抗源平駅伝競走大会 ・こども相撲大会
2 後援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民早朝野球大会 ・水戸、高松親善都市交歓野球大会 ・彦根、高松姉妹城都市交歓少年野球大会 ・高松、松江市都市間交流事業バレーボール大会 ・矢島町、高松市スポーツ少年団交流 	町長杯フェンシング大会(東四国国体を記念し開催)
3 その他 (補助金支出のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・サンドヒル高松グラウンドゴルフ大会 ・西日本中央連携軸スポーツ大会 (家庭婦人バレーボール・ジュニアサッカー) ・市民ハイキング 	<p>該当なし。</p> <p>各競技スポーツイベント・交流大会・教室などは、むれスポレッシュ財団加盟競技団体で自主運営。むれスポレッシュ財団より補助金あり。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・両市町で、類似のイベントがある。 ・牟礼町のスポーツイベントについては、参加対象や実施場所が牟礼町地域に限られるものがある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・両市町の類似イベントについては、統合を行う。 ・牟礼町のスポーツイベントについては、牟礼町の地区体育協会の自主運営とする。 ・牟礼町の町長杯フェンシング大会については、継続するものとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の町長杯フェンシング大会については、継続するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	体育指導委員	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 構成	<p>(委員) 学識経験を有する者と、41小学校区から推薦された男女各1名(定員95名以内:) 2名×41校区+学識9名=91名</p> <p>(任期) 2年(平成16年4月1日~平成18年3月31日)</p>	<p>(委員) 規則により、教育委員会が委嘱。定員20名で現在18名</p> <p>(任期) 2年(平成16年4月1日~平成18年3月31日)</p>
2 活動内容	<p>(定例会) 毎月1回(第3木曜日)</p> <p>(研修会) 年2~3回開催</p> <p>(主管、協力事業等) 年数回の全市的行事に参加 ・高松市民スポーツフェスティバル総合開会式</p> <p>(運営) ・トリムの祭典(ニュースポーツの紹介) ・健脚大会(琴平、塩江)、郡市対抗源平駅伝競走大会(立哨)</p>	<p>(定例会) 毎月1回(第1火曜日)</p> <p>(研修会) ・讃岐地区体育指導委員連絡協議会として実施(年1回) ・2年に1度、視察研修を実施</p> <p>(主管、協力事業等) 年数回の全町的行事に参加 ・むれスポーツフェスタの企画・運営 ・のんびりリンピックの企画・運営 ・のんびりハイキング、新春ウォークの企画・運営 ・その他町内体育行事の支援</p>
3 報酬	6,600円/人 × 出席回数	年額33,000円/1人

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>体育指導委員の構成、活動内容及び報酬に差異がある。</p>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町地域の委員については、3小学校区から推薦された男女各1名ずつとする。 ・委員定数については、合併時までに見直しを行うものとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	学校体育施設開放推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 開放施設(学校)の種類	・小学校 体育館41、運動場41(夜間照明設置37) ・中学校 体育館5、運動場6(夜間照明設置6、内1校は小学校の代替) ・高等学校 運動場1(夜間照明設置1、内1校は小学校の代替)	・小学校 体育館3、運動場3 ・中学校 体育館1 町民柔剣道場1 いずれの運動場にも夜間照明施設はない。
2 管理運営方法	小学校については、校区住民による自主管理運営方式(各校区毎に学校体育施設開放運営委員会を設置)とし、中学校については、市教育委員会直属の指定校方式として、二段構えで管理運営を行っている。	町教育委員会が、各小中学校と連携し管理運営を行っている。
3 使用の申請方法	小学校の体育施設については、学校体育施設開放運営委員会(自主運営)に申込書申請、中学校の体育施設については、高松市立中学校体育施設利用登録申請書を教育委員会に提出し、システムにより予約申込を行っている。	毎月20日までに、翌月の使用希望表を教育委員会に提出し、調整後、25日～月末までに教育委員会窓口で申請・許可を受ける。 スポーツ少年団は優先使用できるとしている。
4 補助金	中学校の体育施設開放事業に関しては、補助金制度はない。小学校の体育施設開放事業に関しては、各校区の学校体育施設開放運営委員会に年額270千円の補助金を支出している。	該当なし。
5 管理謝金	小学校体育施設開放事業については、各校区の学校体育施設開放運営委員会が学校体育施設開放事業費の中から支出している。 中学校体育施設開放事業費は、市教育委員会が固定給と歩合給を合算して計算し、毎月支給している。 中学校の体育施設管理人1人平均月42千円	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・管理運営方法、使用の申請方法、使用料及び開放時間に差異がある。 ・牟礼町は、スポーツ少年団に対して、優先使用を認めるとともに使用料免除を行っている。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。 ・小学校に学校体育施設開放委員会を設置し、自主運営方式で管理運営を行う。 なお、スポーツ少年団に対する優先使用については、同運営委員会の中で調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	学校体育施設開放推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
6 使用料	小学校 無料 中学校 電気代相当分として、体育館(片面800円、 全面1,600円)、運動場2,000円～4,000円	1回 500円 スポーツ少年団は全額を免除
7 開放時間	小学校 平日 19時～21時 土曜日 13時～21時 日・祝日 9時～21時 中学校(夜間開放のみ) 19時～21時	小学校 平日 19時～22時 土・日・祝 8時～22時 中学校(夜間開放のみ) 平日 19時～22時 小・中学校とも、夜間開放は体育館のみ

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 社会教育事業	
分類	体育施設管理運営	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館(アリーナ面積 4,474.24㎡) 利用時間:8:30~22:00 使用料:10,160円~777,530円(第1競技場) ・亀水運動センター(体育館アリーナ面積768㎡) 利用時間:8:30~21:00 使用料:2,790円~264,130円 ・西部運動センター(体育館アリーナ面積 1,484㎡) 利用時間:8:30~21:00 使用料:6,100円~437,920円 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館(アリーナ面積 3,280.25㎡) 利用時間:8:30~22:00 使用料:1時間当たり500円(別途電気照明使用料) ・勤労者体育センター(アリーナ面積 952㎡) 利用時間:9:00~21:30 使用料:1時間につき、半面200円、全面400円 <p>総合体育館、勤労者体育センターとも、用地の一部に民有地があり、借地している。 スポーツ少年団が使用する場合、減免措置をしている。</p>
2 競技場	<ul style="list-style-type: none"> 艇庫7棟(ディングー58艇) 艇置場(ディングー229艇、クルーザー72艇) クレーン4.8トン 	該当なし。
3 庭球場	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日町庭球場 砂入人工芝コート5面、夜間照明施設 利用時間:8:30~21:00 使用料:1時間一般340円 学生230円 夜間照明使用料 1面当たり 110円 ・亀岡庭球場 クレーコート4面 ・仏生山運動場庭球場 クレーコート2面 ・亀水運動センター庭球場 砂入人工芝コート8面 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公園テニスコート ハードコート2面 利用時間:9:00~17:00(夏期18:00まで) 使用料:1時間につき、1面500円 ・御山公園テニスコート ハードコート2面、夜間照明施設 利用時間:9:00~22:00 使用料:1時間につき、1面500円 公園施設として、他に野外炊飯施設、プレイセンター、多目的広場、ゲートボール場がある。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営方法、使用の申請方法、利用時間、使用料等に差異がある。 ・牟礼町では、町民プール、町民柔剣道場を、中学校の部活動や授業で使用するとともに減免措置をしている。 ・牟礼町では、スポーツ少年団で総合体育館を使用する場合、減免措置をしている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町地域の体育施設の利用時間及び使用料については、現行のとおりとし、減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 ・牟礼町地域の体育施設の管理運営方法等については、合併時まで調整する。 ・牟礼町の町民プール及び町民柔剣道場については、学校施設へ所管替えする方向で検討することとし、学校施設となった場合には、一般開放は行わないこととする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の体育施設の利用時間及び使用料については、現行のとおりとし、減免措置については、合併年度の翌年度から3年度に限り、現行のとおりとする。 牟礼町地域の体育施設の管理運営方法等については、合併時まで調整する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 21 社会教育事業		部会名	教育		
分類		体育施設管理運営					
現況							
項目	高松市		牟礼町				
4 グラウンド	・南部運動場 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) 長袖100m 短袖80m ・亀水運動センター グラウンド(野球場)両翼85m 中堅112m ・西部運動センター 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) 長袖100m 短袖80m 利用時間:9:00~17:00(6~8月午後7時まで) 使用料:1時間当たり 1,270円~1,520円		・町民グラウンド(野球場) 両翼89m、中堅109m 夜間照明施設 利用時間:9:00~21:30 使用料:1時間につき、2,000円(照明なし) 1時間につき、6,000円(照明使用)			問題点・課題	
5 プール	・市民プール 流水、少年プール 1,022m 水深1m 収容人員680人 幼児プール 256.26㎡ 水深0.3m 収容人員250人 利用期間:7月~8月 利用時間:9:00~18:00 使用料:大人500円、中高校生370円、小人180円 ・福岡町プール 温水プール(25m×6コース) 補助プール、採暖プール 利用時間:午前10時~午後8時30分 使用料:大人560円、中高校生370円、小人250円 ・亀水運動センタープール 2.5m×8 コース 3施設とも、身体障害者及びその介護者がプールを個人使用する場合は、無料		・町民プール 一般用プール(50m×7コース) 児童用プール(10m×5m) 開放期間:7月20日~8月31日(期間中無休) 利用時間:平日・土 13:00~18:00 日・祝日 9:00~18:00 使用料:3歳以上中学生 100円 高校生 200円 大人 300円 中学校の授業、部活動で使用している。(無料)			対応策	
調整案							

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	体育施設管理運営	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
6 武道場	・高松市総合体育館武道場 第1武道場 447.06㎡ 第2武道場 483.59㎡ 利用時間:8:30~22:00 使用料:3,040円~13,710円	町民柔剣道場 548㎡(柔道91畳、剣道260㎡) 中学校の授業、部活動で使用している。(無料) 使用料:1回500円
7 ゲートボール場	・仏生山運動場 屋外ゲートボール場1面 利用時間:8:30~17:00(6~8月午後7時まで) 使用料:無料	該当なし。
8 管理運営	(財)高松市スポーツ振興事業団	(財)むれスプレッシュ財団

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

「文化振興事業について」に関する資料

指 定 文 化 財 に つ い て	79
埋 蔵 文 化 財 調 査 事 業 に つ い て	80
文 化 財 学 習 事 業 に つ い て	81
文 化 奨 励 賞 に つ い て	82
文 化 祭 開 催 事 業 に つ い て	83
文 化 芸 術 活 動 推 進 事 業 に つ い て	84
文 化 団 体 の 育 成 ・ 支 援 事 業 に つ い て	85
歴 史 資 料 館 運 営 事 業 に つ い て	86~90
歴 史 資 料 整 備 事 業 に つ い て	91
文 化 教 育 普 及 事 業 に つ い て	92~93
図 書 館 運 営 事 業 に つ い て	94
図 書 館 事 業 に つ い て	95
文 化 セ ン タ ー 事 業 に つ い て	96~97
菊 池 寛 記 念 館 運 営 事 業 に つ い て	98
美 術 館 運 営 事 業 に つ い て	99~100
美 術 館 施 設 使 用 料 等 に つ い て	101
美 術 館 協 議 会 等 に つ い て	102
文 化 芸 術 ホ ー ル 運 営 事 業 に つ い て	103~104
栗 山 記 念 館 運 営 支 援 事 業 に つ い て	105

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	指定文化財	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 文化財審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 高松市文化財保護審議会 ・委員数 8人(定数:10人以内) ・報酬 6,600円 ・任期 2年(平成18年5月31日まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 牟礼町文化財保護委員会 ・委員数 7人 ・報酬 7,700円 ・任期 2年(平成18年9月30日まで)
2 現況	<p>高松市指定文化財 34件(平成16年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 19件 ・無形文化財 1件 ・有形民俗文化財 1件 ・史跡 9件 ・天然記念物 4件 	<p>牟礼町指定文化財 23件(平成16年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 2件 ・無形文化財 2件 ・有形民俗文化財 該当なし。 ・史跡 19件(源平屋島古戦場) ・天然記念物 該当なし。
3 文化財保存等事業補助	文化財の保存・管理等のための事業に対して、予算の範囲内で補助。	高松市と同じ。
4 文化財の指定	文化財指定申請を受けて調査し、高松市文化財保護審議会に諮問。 審議会の答申を受け、教育委員会に上程し指定。	高松市と同じ。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会(委員会)の委員数及び報酬等に差異がある。 ・牟礼町では、源平屋島合戦古戦場の19か所を史跡として文化財指定しているが、高松市では、指定していない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・牟礼町文化財保護委員会については、高松市文化財保護審議会に統合するものとする。 ・牟礼町指定文化財については、高松市の文化財として引き継ぎ、指定に当たっては牟礼町の意向を十分に尊重する中で、高松市文化財保護審議会に諮るものとする。 ・文化財保存等事業に係る補助金については、これまでの補助状況や現在の活動状況等を個別に検討の上、決定するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	埋蔵文化財調査事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 埋蔵文化財調査	(試掘調査) 公共事業・民間開発事業を問わず、周知の埋蔵文化財包蔵地並びにその隣接地で土木工事が行われようとしているときは、文化財専門職員により事前に試掘調査を行っている。 (発掘調査) 試掘調査で埋蔵文化財の包蔵が確認された土地については、工事に先立ち文化財専門職員により発掘調査を実施し記録保存を行っている。	該当なし。
2 出土品整理・保管	発掘調査で出土した土器等遺物は、市内円座町にある整理事務所で復元及び図面どりの後、パソコンにデータを取込み、同所にある収蔵倉庫で保管している。	過去の発掘調査により出土した土器等遺物は、町教委事務局等で保管している。
3 埋蔵文化財包蔵地	昭和52年の「全国遺跡地図香川県」を元に、市内一円の分布調査等の成果も加えて包蔵地台帳と地図を作成している。 (現在の包蔵地数は約860ヶ所、年間300件余の包蔵地照会に対応)	台帳、地図とも整備している。
4 埋蔵文化財不時発見対応	土木工事中等に土器等遺物や遺構が発見された時は、文化財保護法第57条の5の規定に基づき文化庁長官への届出を行っている。 (年間1件程度)	高松市と同じ (ただし、これまでに事例なし)

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・出土品の整理・保管方法に差異がある。 ・埋蔵文化財包蔵地台帳及び地図の整理方法等を統一する必要がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・牟礼町で所有している出土品については高松市に引き継ぐものとする。 ・出土品のデータ管理方法が異なっていることから、全市的に統一したデータ管理ができるよう早急に牟礼町地域の出土品のデータ化を進める。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	文化財学習事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 学習会等	<p>【ふるさと探訪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する市民を対象 ・ほぼ月1回(日曜日の午前中)開催 ・市内及び近郊の史跡を訪ねる。 <p>【親子文化財教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子ペアで土器づくりなどを体験 ・年2回開催 <p>【知って貰おう高松講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者等を対象として、高松の文化財等を紹介 ・年2回開催 	<p>【新春ウォーク事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民対象 ・毎年1回、1月に開催 ・町教委主催、町文化協会会員による案内と説明
2 埋蔵文化財展	「市内の埋蔵文化財展」を、毎年8月に1週間市庁舎1階市民ホールで開催	該当なし。
3 埋蔵文化財出前講座	<p>(内容)</p> <p>発掘調査の成果などをテーマに、文化財専門職員が市内の公民館等へ要請に基づいて出向き、講演</p> <p>(開催時期)</p> <p>希望により随時開催</p>	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・学習会等開催内容に差異がある。</p> <p>・牟礼町では埋蔵文化財展及び埋蔵文化財出前講座を実施していない。</p>

対 応 策
<p>牟礼町の「新春ウォーク事業」を高松市の「ふるさと探訪」事業に組み込み、牟礼町内の史跡等を訪ねるコースを設定することとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	文化奨励賞	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 名称	高松市文化奨励賞	該当なし。
2 内容	高松市における文化の振興に貢献し、将来も活躍が期待される者に対して文化奨励賞を授与 (贈呈式は、原則11月1日に開催)	
3 選考審議会	(目的) 文化奨励賞の受賞候補者の選考に関し、市長の諮問に応じ、調査審議する。 (委員数) 8人(定数:10人以内) (任期) 1年 (報酬) 6,600円	
4 文化祭典	(名称) 高松文化祭典 (内容) 過去の文化奨励賞受賞者が、芸術文化活動の成果を発表するもの (実行団体) 「受賞者の集い」	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化祭開催事業			
現 況				
項目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 市・町民文化祭	<p>(名称) 高松市市民文化祭「アーツフェスタたかまつ」</p> <p>(開催時期) 6月中・下旬から7月上旬にかけての2～3週間</p> <p>(内容) 生活文化ショー、音楽まつり、文芸まつり、茶会と生け花展、民謡・民舞まつり、演劇祭、美術展、趣味文化祭 等</p> <p>(運営委員会) 【組織】 市民文化祭運営委員会 【概要】 企画・立案、各団体との連絡調整、広報活動 等 【委員数】 17 名 (運営補助) 市民文化祭運営委員会に対して補助 6,445 千円(平成15年度実績)</p>	該当なし。	<p>地区文化祭の開催時期、内容、運営方法及び補助金等に差異がある。</p>	
対 応 策				
			<p>牟礼町の公民館まつりについては、高松市の地区文化祭として取り扱う。</p>	
調 整 案				
2 地区文化祭	<p>(開催場所) 高松市内の公民館等(41地区)で実施</p> <p>(開催期間) 毎年10月から2月(地区により開催時期が異なる)</p> <p>(運営補助) 1開催につき、50,000円を補助している。</p>	<p>(開催場所) 牟礼町公民館(公民館まつり)</p> <p>(開催期間) 5月の第4日曜日</p> <p>(運営補助) 該当なし。(町の直営事業。)</p>	<p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 22 文化振興事業		部会名	文化
分類		文化芸術活動推進事業			
現況					
項目	高松市		牟礼町		
1 デリバリー(出前)アーツ	(概要) 圏域住民の身近なところに芸術文化を出前する事業 (対象) 高松市と周辺10町のサンネット高松の圏域住民 (内容) 毎年、5メニューを実施	高松市と同じ。			問題点・課題 牟礼町では、学校巡回教室及び町民大学を実施していない。
2 学校巡回教室	【芸術教室】 (対象) 市内の小中学校の児童生徒 (内容) 洋舞・邦楽・オーケストラ演奏など生の優れた芸術を鑑賞する機会を提供 【能楽教室】 (対象) 市内の小中学校の児童生徒 (内容) 能・狂言・お囃子の生の優れた古典芸能を鑑賞する機会を提供	該当なし。			対応策 高松市の制度に統一する。
3 市・町民大学	(名称) 秋季市民大学 (内容) 高松大学・高松短期大学との共催で、文化講演会を開催し、地域の文化振興を図る。 (開催時期) 9月	該当なし。			調整案 高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	文化団体の育成・支援事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 文化協会 活動補助	(名称) 高松市文化協会 (組織) 4部門別協会に、120団体が加盟している。 (平成16年3月31日現在) (補助内容) 高松市文化協会の運営に対して行っている。	(名称) 牟礼町文化協会 (組織) 部門別協会はなく、3部門48団体により構成されている。 (平成16年4月1日現在) (補助内容) 高松市と同じ。
2 文化団体 事業補助	(目的) 各文化芸術団体の行う市民文化の向上・発展に資する事業に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の事業促進と活性化を図る。 (補助団体) 年度当初に申請があり、市長が適当と認めた事業を実施する団体 (補助内容) 文化振興活動に対し、予算の範囲内において各団体に対して補助を行っている。	(目的) 高松市と同じ。 (補助団体) 高松市と同じ。 (補助内容) 高松市と同じ。
3 芸術文化活動 事業補助	(目的) 芸術文化に関する事業に必要な経費を補助し、自主的な芸術文化活動の促進を図る。 (補助団体) 32団体(平成15年度実績) (補助額) 5,780千円(平成15年度実績)	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・文化協会の組織に差異がある。 ・牟礼町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との相互調整が必要となる。 ・牟礼町では、芸術文化活動事業補助を行っていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 ・牟礼町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。 ・牟礼町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案して合併時まで調整する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 名称	高松市歴史資料館	牟礼町石の民俗資料館
2 運営協議会等	<p>1 運営協議会 (名称) 高松市歴史資料館運営協議会 (委員数) 7人(学識経験者、関係団体役員、公募委員) (任期) 2年 (審議内容) 館の事業計画・運営について意見を得ている。</p> <p>2 資料収集調査委員会 (名称) 高松市資料収集調査委員会 (委員数) 6人(学識経験者) (任期) 2年 (審議内容) 高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、購入資料価格200万円を超えるもの及び特に評価の高い資料の寄託・寄贈の受け入れについては、資料収集調査委員会に諮り、答申を得た資料を取得している。</p>	<p>1 運営協議会 (名称) 牟礼町石の民俗資料館運営協議会 (委員数) 10人(学識経験者、関係団体、町文化財保護審議会委員、その他) (任期) 2年 (審議内容) 館の事業計画等の協議。</p> <p>2 資料収集調査委員会 該当なし。</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・施設内容等に差異がある。 ・休館日に差異がある。 ・展示内容に差異がある。 ・観覧料及び減免対象者に差異がある。 ・石の民俗資料館の特別展示室などでは、使用料を徴収している。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・石の民俗資料館については、高松市の資料館として引き継ぐ。 ・石の民俗資料館の年末12月29日～31日まで、1月29日～31日までの休館日は現行のとおりとする。 ・牟礼町学習センターの開館日、時間については、現行のとおりとする。 ・特別展観覧料は、高松市の制度に統一する。 ただし、観覧料の減免措置については、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
<p>石の民俗資料館については、高松市の資料館として引き継ぐ。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
3 施設概要等	<p>(目的) 高松市の歴史、考古、民俗等に関する市民の知識及び教養の向上と市民文化の発展に寄与するため設置。</p> <p>(主な施設) 常設展示室、学習室、特別展示室、収蔵庫、事務室等</p> <p>(管理施設等) 資料保管倉庫</p>	<p>(目的) 石と人間とのかかわりの文化史の伝承と、歴史、民俗、考古等に関する町民の知識及び教養の向上と町民文化の発展に寄与するため設置。</p> <p>(主な施設) 常設展示室、特別展示室、AVライブラリー、レストルーム・エントランスホール、収蔵庫、講座研修室、館長室、学芸員室、事務室等</p> <p>(管理施設等) 石匠の里公園、牟礼町学習センター</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
4 開館日・開館時間等	(開館日・開館時間) ・火～日曜日 9:00～17:00 ただし、特別展開催期間中の金曜日(祝日を除く)は、9:00～19:00 (休館日) ・月曜日(祝日に当たる場合は開館、翌日休) ・年末年始(12月29日から1月3日)	(開館日・開館時間/石匠の里公園も含む) ・火～日曜日 9:00～17:00 (休館日/石匠の里公園を含む) ・月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) ・年末年始(12月29日から12月31日) ・館内整理日 毎月の末日とする。ただし、その日が月曜日の休館日に当たるときは、その翌日とする ・1月29日から1月31日まで (牟礼町学習センター開館日・開館時間) ・水～土曜日 13:00～17:00 (牟礼町学習センター休館日) ・日曜日・月曜日・火曜日 ・年始年末(12月28日から1月4日) ・館内整理日(その都度教育委員会が定める)

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
5 展示内容	<p>(常設展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示室 高松の歩みを分かりやすく展示 ・学習室 高松の歴史を映像等で学べるよう展示 ・高松市収蔵品情報システム・Q & A・ビデオライブラリー等 <p>(特別展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 郷土色豊かな展示内容で、年3回の特別展を開催 <p>(その他の展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収蔵品展 年1回、館の収蔵品を紹介する収蔵品展を開催 ・ロビー展 歴史資料館のエントランスホールにおいて、資料の展示・公開を行うロビー展を随時開催 	<p>(常設展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示室 石の文化及び石材の採掘、加工、運搬などに関する民俗・考古歴史資料を展示 ・AVライブラリー 石に関するさまざまな情報をパソコンで紹介するコーナー <p>(特別展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 石彫・絵画・写真等の作品展を年5回開催、町内文化協会会員の作品展を年8回開催 <p>(その他の展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画展 年1回、テーマを設けて収蔵資料を中心に展示 ・屋外展示 エントランスホールの壁面を利用したエントランス写真展を年2回開催
6 観覧料等	<p>(常設展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般 200円(団体160円) ・高・大生 150円(団体120円) <p>(特別展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000円の範囲内において教育委員会が定める額(減免対象者) ・65歳以上の者 ・身体障害者手帳等所持者 ・義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等 	<p>(常設展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人 200円(団体160円) ・高・大生 150円(団体120円) ・小・中生 100円(団体80円) <p>(特別展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2,000円の範囲内において教育委員会が定める額(減免対象者) ・学習活動で来館した町内の小中高生 ・身体障害者手帳等所持者 / 以下、特別展は除く ・独自で入館することが困難な観覧者の介添人 ・牟礼町石の民俗資料館友の会会員等

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業																													
分類	歴史資料館運営事業																													
現 況																														
項目	高 松 市	牟 礼 町																												
7 使用料	<p>該当なし。</p> <p>(参考/図書館視聴覚ライブラリー等貸出時の付帯条件)</p> <p>1 営利目的の使用, 入場料等を徴収するときの使用料は、規定する額の3倍の額。</p> <p>2 超過時間または繰上時間1時間につき、別に全日の使用料の10分の1の額を徴収する。</p> <p>3 冷暖房装置使用料 使用料 ホール使用料の2分の1の額 備考 使用料に10円未満の端数は切上。</p>	<p>(使用料等)</p> <p>・特別展示室・エントランスホールなどの貸出</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特別展示室(1室につき) エントランスホール</th> <th>講座研究室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から正午まで</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>正午から午後5時まで</td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>4,500円</td> <td>2,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房料 冷暖房を使用する場合は、1時間当たり200円を加算する</p> <p>・付帯条件</p> <p>1 使用者が入場料を徴収する場合は100%増。 2 使用時間には準備及び使用後の整理時間を含む。 3 時間を延長の場合は1時間当たり使用料を700円とする。但し、午後5時以降は1時間当たり1,000円とする。</p> <p>・石匠の里公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行商, 募金その他これに類する行為を行う場合</td> <td>1件1日につき500円以内</td> </tr> <tr> <td>業として撮影を行う場合</td> <td>1人1日につき500円以内</td> </tr> <tr> <td>興行を行う場合</td> <td>1件1日につき5,000円以内</td> </tr> <tr> <td>競技会, 展覧会, その他これに類する行事を行う場合</td> <td>1平方メートルにつき1日につき10円</td> </tr> <tr> <td>公園施設を設ける場合</td> <td>1平方メートル1日につき50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>難しいものは上記に準じ、その都度教育委員会が定める。</p> <p>・牟礼町学習センター学習室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学習室 (1室につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13時～17時</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房料 冷暖房を使用する場合は、1時間当たり200円を加算する</p>	区分	特別展示室(1室につき) エントランスホール	講座研究室	午前9時から正午まで	2,000円	1,000円	正午から午後5時まで	3,000円	1,500円	午前9時から午後5時まで	4,500円	2,300円		使用料の額	行商, 募金その他これに類する行為を行う場合	1件1日につき500円以内	業として撮影を行う場合	1人1日につき500円以内	興行を行う場合	1件1日につき5,000円以内	競技会, 展覧会, その他これに類する行事を行う場合	1平方メートルにつき1日につき10円	公園施設を設ける場合	1平方メートル1日につき50円	区分	学習室 (1室につき)	13時～17時	500円
区分	特別展示室(1室につき) エントランスホール	講座研究室																												
午前9時から正午まで	2,000円	1,000円																												
正午から午後5時まで	3,000円	1,500円																												
午前9時から午後5時まで	4,500円	2,300円																												
	使用料の額																													
行商, 募金その他これに類する行為を行う場合	1件1日につき500円以内																													
業として撮影を行う場合	1人1日につき500円以内																													
興行を行う場合	1件1日につき5,000円以内																													
競技会, 展覧会, その他これに類する行事を行う場合	1平方メートルにつき1日につき10円																													
公園施設を設ける場合	1平方メートル1日につき50円																													
区分	学習室 (1室につき)																													
13時～17時	500円																													

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	歴史資料整備事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 資料調査業等	<p>(調査業務) 高松市の歴史・文化等に関係した資料の収集及び調査・分類整理を行っている。</p> <p>(記録) 収集した資料を適正に保存・管理するため、資料情報のカード化・画像化とともにデータを入力し、高松市収蔵品情報システムに随時反映している。</p> <p>(保存・管理) 高松市歴史資料館内の収蔵庫及び円座町収集資料保管倉庫において、適正な環境の中で保存・管理し、必要な保存修理等も随時実施している。</p>	<p>(調査業務) 石材業に関する民俗資料の収集・聞き取り調査・分類・整理を行なっている。</p> <p>(記録) 収集した資料1点につき1枚の資料調査カードを作成している。</p> <p>(保存・管理) 収蔵庫において重要有形民俗文化財「牟礼・庵治の石工用具」などを保存・管理している。</p>
2 寄託・寄贈	受入後、写真撮影・採寸・函面・カード作成等を行い、収蔵庫で保管している。	受入後、カード作成等を行い、収蔵庫で保管または、常設展示室で展示。なお、寄託は受け入れていない。
3 資料の周知・公開	<p>・ロビー展・収蔵品展・高松市収蔵品情報システム等で公開</p> <p>・歴史資料館年報等で周知</p>	該当なし。
4 資料購入	高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、資料購入を行っている。 (購入価格に応じて専門有識者の関係評価)	該当なし。
5 収蔵品情報システム	歴史資料館、美術館、市民文化センター(平和記念室・昆虫展示室)、菊池寛記念館、文化振興課(埋蔵文化財関係)の所蔵する資料情報を一元管理し、インターネット上で公開している。	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・牟礼町では資料の周知・公開及び資料の購入を行っていない。</p> <p>・牟礼町では、収蔵品情報システムがない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>資料収集、カード化、保存管理は現行のとおりとする。</p> <p>石の民俗資料館収蔵品のデジタルデータ化を進め、収蔵品情報システムに反映させるとともに、当該資料館にシステム端末を設置する。</p>

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	文化教育普及事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 体験学習	<p>歴史資料館・図書館・菊池寛記念館の三館が合同して、市内の小学生(中・高学年)を対象にした体験学習(サンクリスタル学習)を実施している。</p> <p>内容 三館の施設・資料を利用した学習の実施、送迎の実施等</p>	<p>石の民俗資料館において、体験学習推進のため、石臼・七輪・ほうろく・洗濯板等の生活用品、凧・竹馬・めんこ・羽子板・お手玉等の遊具を貸し出ししている。</p>
2 資料館講座	<p>市民を対象に各種の歴史資料館講座や講演会を開催。</p> <p>(古文書講座) ・内容.....実際の古文書を題材に取り上げ、参加者とともに古文書に親しむ。 ・開催回数.....年7回</p> <p>(歴史資料館講座) ・内容.....特別展に係る講座や各種講座の実施 ・開催回数.....年5回程度</p> <p>(夏休みに郷土高松の歴史を探ろう) ・内容.....夏休みに小学生を対象として、郷土高松を学習する機会を提供する。 ・開催回数.....夏休期間中・1回(5日間開催)</p> <p>(小学生の郷土史学習講座) ・内容.....土曜日を利用して、小学生を対象に郷土史を学ぶ機会を提供する。 ・開催回数.....土曜日開催・1回(4日間開催)</p>	<p>(資料館講座) ・内容.....近世文書の購読会、石の工作教室を開催 ・開催回数.....毎月1回開催</p> <p>(夏・冬休暇の講座) ・内容.....小学生を対象に工作教室・体験教室の開催 ・開催回数.....各1回</p>
3 文化講演会事業	<p>図書館本館等の市内文化施設において、各種の文化講演会を開催している。</p>	<p>公民館、石の民俗資料館等において、各種の文化講演会を開催している。</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・体験学習及び講座の内容等に差異がある。 ・高松市では、友の会を設置していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、石の民俗資料館における体験学習及び牟礼町石の民俗資料館友の会については、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、石の民俗資料館における体験学習及び牟礼町石の民俗資料館友の会については、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	文化教育普及事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
4 友の会	該当なし。	(石の民俗資料館友の会) ・会員個人121人、法人11社 ・会費個人2,000円、法人5,000円(年間) ・事業内容 会誌の発行(年間2回) 臨地研修会の開催 講演会の主催 友の会コンサートの主催 土曜日・日曜日の喫茶の運営依頼 ミュージアムショップの運営依頼

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	図書館運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 1(サンクリスタル高松内) ・分館 1(市民文化センター内) ・分室 40(地区公民館内) ・移動図書館車 2台 休館日 月曜日、平日月末日、資料整理期間、年末年始 開館時間 9:30～19:00(火～金)～17:00(土・日・祝) 	<ul style="list-style-type: none"> ・牟礼町図書館(牟礼町公民館内) 牟礼町図書館は複合施設である公民館内に併設されており、各施設ごとに開館時間を定めている。 休館日 月曜日、祝日、資料整理期間、年末年始、20日(祝日・20日が土日の場合開館) 開館時間 9:00～17:00(火～日)
2 資料整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 485,741冊・点 (図書413,219冊、視聴覚資料27,830点、絵本・紙芝居等44,692冊・点) ・分館 188,343冊・点 (図書161,073冊、視聴覚資料1,050点、絵本・紙芝居等26,220冊・点) ・移動図書館、分室 116,678冊・点 (図書96,039冊、絵本・紙芝居等20,639点) 	<ul style="list-style-type: none"> 50,480冊・点 (図書46,918冊、視聴覚資料1,161点、紙芝居等2,401点)
3 貸出・返却	<p>(貸出)</p> <p>図書館の利用者カードの発行、管理 図書15冊 AV5点 2週間</p> <p>(返却)</p> <p>図書館のカウンターへの返却と、開館時間外のブック・ポスト、警備室への返却</p>	<p>(貸出)</p> <p>図書館の利用者カードの発行、管理 貸出冊数:5冊</p> <p>(返却)</p> <p>図書館のカウンターへの返却と、開館時間外のブック・ポスト 県立図書館への資料返却預りを行う。</p>
4 レファレンス	<p>調べものに関する相談や図書を探す相談等を行っている。場合によっては、他の図書館から資料の取り寄せも行う。</p>	<p>高松市と同じ。</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>休館日、開館時間、貸出冊数等が異なる。</p>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町図書館については、高松市図書館の分館として取り扱うものとする。 ・開館時間については複合施設との調整を行う。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	図書館事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 ブックスタート事業	<p>(内容) 4ヶ月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。 (実施場所) 4ヶ月児相談会場 (高松市保健センター及び各公民館) (配布冊数) 2冊/人</p>	高松市と同じ。
2 児童行事	<p>(内容) ボランティアの方により、本の読み聞かせ等を行っている。 (開催時期) 週に1回程度 (開催場所) 図書館本館</p>	<p>(内容) ボランティアによる本の読み聞かせ等と講師・図書館員による体験学習講座 (開催時期) おはなし会(月に1回) 出前お話し会(年間5回) 図書館体験学習講座(年間4回) (開催場所) いきいきセンター、各保育所・幼稚園</p>
3 移動図書館の巡回	移動図書館車2台により、市内71か所のステーションを月1回(うち、7か所は月2回)巡回	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・児童行事の開催時期等に差異がある。 ・牟礼町では、移動図書館がない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町地域の児童行事については、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	文化センター事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 施設	(名称) 高松市民文化センター (概要) 【本館】 地下1階 地上5階 【別館】 地上3階	該当なし。
2 主催事業	子ども教室 市内の幼稚園児・小学校児童を対象に、春・秋の期間、毎週土・日曜日4回の日程で10コースと、夏休み期間、4日連続で16コース開催 文化センター学習 校外学習の一つとして、5月から翌年2月までの期間、市内小学校5年生・中学校1年生を対象に、各学校で1日実施 プラネタリウム 一般来館者を対象に、投映を通して、市民の天体への興味と、関心を高めるとともに、文化センター学習等の学習教材として活用 ・土曜日、夏休みの期間 1日3回 ・日曜日、祝日、冬休み、春休みの期間 1日2回 ・平日(火～金曜日) 1日1回 視聴覚 ・映写機操作技術講習会等を開催 ・館内活動の一環として、毎週土・日曜日に、親子映画会を開催 科学展示 児童生徒の科学に対する関心や、未来の夢を育てるための展示	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	文化センター事業			
現 況				
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 主催事業 (つづき)	<p>昆虫展示 郷土に生息する昆虫の標本展示コーナーをはじめ、保管・作業研究・学習・視聴覚の各コーナーからなる昆虫展示室を開設。</p> <p>展示事業 天体写真展及びこども教室作品展等、市民文化センター主催事業の展示会を開催。</p>			
3 併設施設	<p>(施設名) 平和記念室</p> <p>(事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平和記念品室常設展示 ・戦争遺品等収集 ・戦争遺品等展示 ・「平和を語るつどい」演劇公演 ・写真、パネル展示 ・平和祈念映画等上映 			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	菊池寛記念館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 施設	<p>(名称) 菊池寛記念館 (概要) 【サンクリスタル高松 3階】 高松市が生んだ偉大な文化人で、現在の文壇の礎を築いた菊池寛の功績を顕彰するとともに、遺品・生原稿・著書等を展示している。</p>	該当なし。
2 事業	<p>(常設展) 菊池寛の生涯と業績をグラフィック・解説映像により編年的に紹介するとともに、遺品・生涯稿・著書等を展示 菊池寛の生家、上演戯曲舞台を模型で再現、東京の雑司ヶ谷の旧邸宅内の書斎を原寸復元し、展示。 「芥川賞」、「直木賞」、「菊池寛賞」、「菊池寛ドラマ賞」、「香川菊池寛賞」の受賞者及び受賞作品などを紹介 菊池寛をはじめ、郷土にゆかりのある作家の著書、芥川賞・直木賞受賞作品や、その他大衆文学作品などが閲覧できる「研究・閲覧室」を併設</p> <p>(特別展) ・文学展 年1回開催 ・コレクション展 例年2～3月開催</p> <p>(文芸講座) 毎月1回開催</p> <p>(文学探訪) 年2回開催</p> <p>(朗読劇) 児童・生徒を対象に、菊池寛の作品等を朗読により上演 年1回開催 (菊池寛顕彰事業) ・香川菊池寛賞 ・菊池寛ジュニア賞</p>	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	美術館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 美術館名	高松市美術館	該当なし。
2 開館の経緯	高松市美術館は、昭和24年に開館した旧美術館に代わり、昭和63年に市街地中心部に位置する都市型美術館として開館した。	
3 開館日・開館時間等	<p>(1) 開館日・開館時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火～金曜日 9:30～19:00 ・土・日・祝日 9:30～17:00 ・講堂 9:00～21:00 ・講座室 9:00～17:00 <p>(2) 休館日・月曜日</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 20px;"> その日が祝日にあたる時は、 その日後において最も近い休日でない日 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始(12月29日～1月3日) 	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業		部会名	文化
分類	美術館運営事業			
現 況				
項目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 観覧料	<p>(1) 常設展示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般 200円 (160円) ・高・大生 150円 (120円) <p>()内の額は、団体(20人以上)の額</p> <p>(2) 特別展示 2,000円の範囲内において委員会がその都度定める額</p> <p>(3) 観覧料減免対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・身体等障害者手帳等所持者 ・義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等 			
5 常設展示	<p>(1) 展示方針 美術品等取得方針に沿って取得した作品を年間5期にわけて展示することとしている。</p> <p>美術品等取得方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦後日本の現代美術(洋画, 彫刻) ・20世紀以降の世界の美術(版画) ・香川の美術(漆工, 金工等) <p>(2) 展示内容 常設展示室1 戦後日本の現代美術 20世紀以降の世界の美術 常設展示室2 香川の美術</p>			

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	美術館施設使用料等	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 展示室	(1) 一般展示室 1日 32,400 円 (2) 企画展示室 1日 37,980 円 (3) 市民ギャラリー 1日 8,260 円	該当なし。
2 講堂・ホール等	(1) 講堂 午 前 (9:00 ~ 12:00) 8,760 円 午 後 (13:00 ~ 17:00) 12,450 円 夜 間 (18:00 ~ 21:00) 12,450 円 午前・午後 (9:00 ~ 17:00) 21,210 円 午後・夜間 (13:00 ~ 21:00) 24,900 円 全 日 (9:00 ~ 21:00) 30,360 円 (2) 講座室 1,710円 ~ 4,620円 (3) 割増使用料 ・ 営利目的、入場料等を徴収するときの使用料は、3倍の額とする。 ・ 申込時間を超過したときなどの使用料は、1時間につき全日使用料の1/10の額を徴収する。 ・ 冷暖房料は、その施設の使用料の1/2の額とする。 (4) 陶芸館 該当なし。	
3 美術品等撮影許可手数料	・ 学術研究目的 1点 500 円 / 回 ・ 出版目的 1点 5,080 円 / 回	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	美術館協議会等	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 美術館協議会	(1) 委員数 13人 (学校教育関係者・学識経験者) (2) 選任方法 高松市美術館条例、同施行規則及び高松市附属機関等の設置・運営等に関する要綱により選任している (3) 報酬 6,700円 (4) 任期 2年 (平成15年7月1日～17年6月30日)	該当なし。
2 美術品等の取得	(1) 美術品等の取得 美術品等取得調査委員会に諮り、答申を得た作品を毎年度取得 (2) 美術品等取得基金 該当なし (3) 美術品等取得調査委員会 委員数 8人(学識経験者等) 報酬 6,700円 任期 2年 (平成14年7月1日～16年6月30日)	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化芸術ホール運営事業			
	現 況			
項目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 施設	<p>(名称) 高松市文化芸術ホール(愛称: サポートホール高松)</p> <p>(概要) 大ホール(1,500席)、第1小ホール(312席)、 第2小ホール(308席)、リハーサル室3、練習室6、 会議室12、市民ギャラリー、コミュニケーションプラザ等 (開館) 平成16年5月20日</p>	該当なし。		
2 事業	<p>(事業計画) 当該事業については、(財)高松市文化芸術財団に委託 または経費補助を行い、同財団に実施させている。平成 16年度における財団ベースの事業計画は下記のとおり。 1.文化芸術振興普及事業 (1)財団自主事業の企画・実施業務【補助事業】 鑑賞参加事業 1)市民参加組織の組織化・運営 友の会、文化ボランティア 2)能 3)自主事業 交流情報事業 1)財団情報誌等の発行 2)ホームページの運用管理</p>			
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化芸術ホール運営事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題	
	(2)文化芸術振興普及事業の受託業務【委託事業】 サポートホール高松開館記念事業 1)サポートホール高松開館記念事業 企画提案事業、招聘公演事業、 施設開放事業、関連文化事業 2)サポートホール高松開館記念式典 鑑賞参加事業 1)学校巡回事業 2)能楽教室 3)デリバリーアーツ (3)一般業務 理事会等運営業務 事務局運営業務 2.文化施設等管理運営事業【委託事業】 (1)文化施設等管理運営業務 市施設管理運営業務 サポートホール高松 広域施設管理運営業務 広域交流センター		対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	栗山記念館運営支援事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 栗山記念館 管理事業	該当なし。	江戸時代後期の儒学者「柴野栗山」の御尊像を安置。展示室には遺品、遺墨、書簡、著書及び関連書籍、拓本など数多くの資料を展示し、一般公開している。 管理は、(財)栗山顕彰会が行っている。 町より運営補助金として1,800千円の支出。 平成18年12月1日は、没後200年目にあたる。
2 栗山祭		柴野栗山の命日である12月1日に、毎年「栗山祭」を開催。式典のほか、記念講演、奉賛行事：園児作品展、茶会、作品展、華展、栗山勉学の道ウォークなどを実施。 事業費：720千円(上記補助金から顕彰会が支出) 主催：財団法人 栗山顕彰会
3 . 開館時間等		開館時間：10時～16時 休館日：毎週月曜日 祝日の翌日 職員数：嘱託職員2名(館長、事務職員) 入館料：大人200円、高校生以下100円 ホール使用料：1時間500円(冷房費別途) (H15年收入実績：110千円、入館料、書籍、お守り販売)
4 . 友の会事業		名称： 楷樹会 会員数：180名 年会費：賛助会員 10,000円 正会員 5,000円 普通会員 2,000円 会報誌の発行が主な事業。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
栗山祭は、町職員を動員するなど、牟礼町をあげて取り組んでいる。

対 応 策
栗山記念館運営支援事業については、高松市の事業として引き継ぐ。 なお、栗山記念館の管理運営に対する補助及び栗山祭に対する支援等の詳細については、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
栗山記念館運営支援事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

協議第52～56号資料

「その他の事業について」に関する資料

(協議第52号)夢励人プロジェクトについて	107
(協議第53号)契約制度について	108～110
(協議第54号)葬斎関係事業について	111～115
(協議第55号)女性政策について	116～119
(協議第56号)石のさとフェスティバル事業について	120～121

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(夢励人プロジェクト)	
分類	夢励人プロジェクト	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 プロジェクトの目的	該当なし。	名称「夢励人プロジェクト」 「夢励人」とは「夢に励んでいる人」、「夢を励ます人」の意であり、本プロジェクトでは人が元気になれば、町も元気になるとの考えに基づき、夢励人を支援することにより、人材の育成を図り、牟礼町の活性化を図る。 平成16年8月に発足
2 プロジェクト委員	該当なし。	牟礼町職員とボランティア委員をプロジェクト委員として、町長が委嘱している。
3 活動内容	該当なし。	平成16年度は、12月にプロジェクト発足記念事業としての位置づけでクラシックコンサートを実施した。 平成17年度以降の活動内容については未定であるが、プロジェクト委員独自で、企画し、考え、活動し、「自分たちのまちは自分たちで創る」というスタンスのもと、具体的な活動や方向性を定め、発展させていくこととしている。
4 補助金	該当なし。	補助基準等はない。 平成16年度補助金額 2,800,000円 県補助1/2 みんなのふるさとづくり支援事業

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、該当する事業を実施していない。

対 応 策
牟礼町の夢励人プロジェクトについては、その趣旨等を踏まえ、市民活動団体の自主的な活動への移行を前提に、合併年度及びこれに続く3年度に限り、適切な支援を行うものとする。

調 整 案
牟礼町の夢励人プロジェクトについては、その趣旨等を踏まえ、市民活動団体の自主的な活動への移行を前提に、合併年度及びこれに続く3年度に限り、適切な支援を行うものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(契約制度)											
分類	物品等に係る入札・契約制度											
	現		況									
項目	高松市		牟礼町									
1 入札参加資格 受付関係	<p>(1)業者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市内業者</th> <th>市外業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品(印刷含む)</td> <td>849</td> <td>291</td> </tr> <tr> <td>委託業務</td> <td>355</td> <td>268</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)有効期間 平成15年6月1日～平成17年5月31日(2年間)</p> <p>(3)追加受付事務 4月受付...6月から有効 7月受付...9月から有効 10月受付...12月から有効 中間年時点で追加受付(監理課と同時期実施) 1月末～2月初旬受付 6月から有効</p> <p>(4)定期受付事務 平成17年1月頃受付 6月から有効</p>		区分	市内業者	市外業者	物品(印刷含む)	849	291	委託業務	355	268	該当なし。
区分	市内業者	市外業者										
物品(印刷含む)	849	291										
委託業務	355	268										
2 発注方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・契約担当課 管財課 (各課で直接購入できる物品及び委託業務を除く) ・入札方法 指名競争入札 (物品80万円超～、印刷130万円超～) 随意契約(上記以外) 		<ul style="list-style-type: none"> ・契約担当課 該当なし。(各課発注) ・入札方法 見積合わせ (物品・印刷20万円超～) 随意契約(上記以外) 									
3 入札・契約制度	<p>(1)予定価格の公表 公表は行っていない。</p> <p>(2)議会の議決案件(予定価格3,000万円以上) 3案件(15年度)</p>		<p>(1)予定価格の公表 公表は行っていない。</p> <p>(2)物品について議会の議決規定はなし。</p>									
4 審査委員会	高松市特殊物品購入審査委員会 1品200万円を超える備品、その他市長が特に必要と認める物品の購入方法等について、審査する。		牟礼町工事施行審議会 1品20万円を超える備品、その他町長が特に必要と認める物品の購入方法等について、審査する。									

部会名	企画財政
-----	------

問題点・課題
<p>・牟礼町では、物品の入札参加資格受付の制度がない。</p> <p>・発注方法等、入札・契約制度及び審査委員会に差異がある。</p>

対応策
高松市の制度に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(契約制度)																		
分類	建設工事等に係る入札・契約制度																		
		現 況																	
項目	高 松 市		牟 礼 町																
1 入札参加資格 受 付	(1)業者数		(1)業者数 ()は牟礼町のみ名簿登載者																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>市内業者</th> <th>市外業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事</td> <td>648</td> <td>966</td> </tr> <tr> <td>建設関連委託業務</td> <td>123</td> <td>418</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	市内業者	市外業者	建設工事	648	966	建設関連委託業務	123	418	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>町内業者</th> <th>町外業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事</td> <td>25(8)</td> <td>730(27)</td> </tr> <tr> <td>建設関連委託業務</td> <td>4(1)</td> <td>260(24)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	町内業者	町外業者	建設工事	25(8)	730(27)	建設関連委託業務	4(1)
区 分	市内業者	市外業者																	
建設工事	648	966																	
建設関連委託業務	123	418																	
区 分	町内業者	町外業者																	
建設工事	25(8)	730(27)																	
建設関連委託業務	4(1)	260(24)																	
	(2)有効期間(2年間) 平成15年6月1日～平成17年5月31日		(2)有効期間(2年間) 平成15年4月1日～平成17年3月31日																
	(3)追加受付事務 中間年時点で追加受付 (1月末～2月初旬受付 6月から有効)		(3)追加受付事務 中間年時点で追加受付 (1月末～2月初旬受付 4月から有効)																
	(4)資格審査付与数 経営事項審査点数+主観点数 (ISO取得、工事成績等)		(4)資格審査付与数 経営事項審査点数																
2 発注方法等	(1)契約発注課 土木部監理課(建設工事130万円超、建設関連委託50万円超、他は各課発注)		(1)契約発注課 該当なし。(各課発注)																
	(2)入札方法、件数(15年度) ・一般競争入札(3億円以上) - 3件 ・公募型指名競争入札 - 517件 (工事130万円超～3億円未満、委託50万円超) ・指名競争入札 - 実績なし (工事130万円超～3億円未満、委託50万円超) ・随意契約 - 22件 (工事130万円超、委託50万円超)		(2)入札方法、件数(15年度) ・一般競争入札(金額による規定なし) - 実績なし ・公募型指名競争入札 - 実績なし ・指名競争入札 - 49件 (工事130万円超、委託50万円超) ・随意契約 - 7件 (工事130万円超、委託50万円超)																
	(3)審査委員会 設計金額3,000万円超の工事案件は、助役、各部長等で構成する、工事請負等審査委員会に諮り、発注を行っている。		(3)審査委員会 設計金額130万円超の工事・委託については、助役、各事業課長等で構成する、工事施行審議会に諮り、発注を行っている。																

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・入札参加資格受付、発注方法等、格付け等入札・契約制度及び工事監督、検査、工事成績の採点に差異がある。</p> <p>・牟礼町では、入札監視委員会がない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>合併時において、両市町の名簿に登載されている者は、高松市の名簿登載内容で引き継ぐものとし、牟礼町のみ名簿登載者については、高松市の資格審査基準を適用し、高松市に引き継ぐものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(契約制度)	
分類	建設工事等に係る入札・契約制度	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
3 格付け等入札・契約制度	(1)格付け・指名基準額の設定 土木一式、建築一式、水道施設、電気・管のみ設定 (2)新規名簿登載者の取扱い 名簿登載2年経過後指名対象 (業種毎：工事130万円超) (3)予定価格の公表 すべて事前公表 (4)最低制限価格 工事にすべて設定・事前公表 (5)低入札価格調査制度 制度あり(事前公表)だが、(3)で対応 (6)議会の議決案件 予定価格1億5,000万円以上 - 3案件	(1)格付け・指名基準額の設定 格付・指名基準額ともに設定なし (2)新規名簿登載者の取扱い 該当なし。 (3)予定価格の公表 公表していない。(事前・事後とも) (4)最低制限価格 制度あり(15年度設定実績なし)・公表なし (5)低入札価格調査制度 該当なし。 (6)議会の議決案件 予定価格5,000万円以上 - 2案件
4 入札監視委員会	平成15年度に設置している。 (学識経験等を有する5名)	該当なし。
5 工事監督、検査、工事成績の採点	(1)工事監督 複数監督員制 (2)検査 専任検査員による検査 (3)工事成績の採点 市の評定要領に基づき採点	(1)工事監督 単独監督員制 (2)検査 企画計画課職員による検査 (3)工事成績の採点 県の旧評定要領に準じ採点

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	葬斎場	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 運営主体	高松市 (高松市斎場公園)	牟礼町 (牟礼町斎苑)
2 施設概要	<p>(開設日) 平成4年4月1日</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建</p> <p>(火葬部門) 火葬炉 10基(大型炉 2基、普通炉 8基) 汚物炉 1基 エントランスホール 告別室 3室 収骨室 2室 霊安室 会議室 (斎場部門) 式場 1室 斎場ホール 控室 3室</p> <p>(待合部門) 待合室 5室(和室 3室、洋室 2室) 待合ホール 障害者用便所</p>	<p>(開設) 昭和53年4月</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建</p> <p>(火葬部門) 火葬炉 3基</p> <p>告別室2室 本館式場 別館式場等</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・施設使用料に差異がある。 ・高松市では、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討中である。</p>

対 応 策
<p>・牟礼町斎苑は、高松市に引き継ぐものとする。 ・牟礼町斎苑の施設使用料等については、住民サービスの大きな変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。 ・合併後において、牟礼町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。</p>

調 整 案
<p>牟礼町斎苑は、高松市に引き継ぐものとし、使用料等については、住民サービスの大きな変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(葬斎関係事業)				
分類	葬斎場				
現 況					
項目	高 松 市		牟 礼 町		
3 施設使用料	1 火葬施設使用料				
	区 分	単 位	使 用 料		
			市 内	市 外	
	死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料	40,000円
		小人(12歳未満)	1体	無 料	20,000円
死 産 児	1胎	無 料	13,000円		
市内の使用料について、有料化を検討中。					
2 式場使用料					
	使 用 単 位	使 用 料 (単位当たり)			
	午 前 (午前9時～正午)	市内	31,500円		
	午 後 (午後零時30分～午後3時30分)	市外	63,000円		
市内・・・市内に住所を有する者 市外・・・市内に住所を有しない者					
1 火葬施設使用料					
町内居住者(12歳以上)		15,000円			
" (12歳未満)		10,000円			
" 死産児		5,000円			
町外は原則許可しない。					
2 本館・別館等使用料					
区 分	本 館	別 館			
通夜料	5,000円	10,000円			
告別式	5,000円	15,000円			
借室料	5,000円	5,000円			
通夜料1日増すごとに、本館5,000円、別館10,000円とする。					
借室料1日増すごとに、5,000円とする。					

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(葬斎関係事業)																																																																																																					
分類	墓園関連事業																																																																																																					
	現	況																																																																																																				
項目	高 松 市	牟 礼 町																																																																																																				
1 墓地の永代使用料等	<p>市営墓地の状況</p> <p>(1)都市公園法に基づく墓園 平和公園墓園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区画</th> <th>永代使用料</th> <th>清掃手数料(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4㎡</td> <td>200,000円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>6㎡</td> <td>450,000円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>8㎡</td> <td>800,000円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>区画数 5,851</td> <td>消費税込み</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)その他の墓園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>墓地名</th> <th>区画数</th> <th>永代使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 摺鉢谷墓地</td><td>3,440</td><td rowspan="11">90,000円/㎡</td></tr> <tr><td>2 宮脇町姥ヶ池墓地</td><td>3,139</td></tr> <tr><td>3 姥ヶ池西墓地</td><td></td></tr> <tr><td>4 姥ヶ池東墓地</td><td>7,134</td></tr> <tr><td>5 紫雲墓地</td><td>3,040</td></tr> <tr><td>6 峰山墓地</td><td>5,382</td></tr> <tr><td>7 本門院墓地</td><td>232</td></tr> <tr><td>8 柳三昧北墓地</td><td>150</td></tr> <tr><td>9 柳三昧(桜町)墓地</td><td>298</td></tr> <tr><td>10 楠川墓地</td><td>1,012</td></tr> <tr><td>11 沖松島墓地</td><td>622</td></tr> <tr><td>計</td><td>24,449</td></tr> </tbody> </table> <p>上記の市営墓地については、清掃手数料なし</p>	区画	永代使用料	清掃手数料(年額)	4㎡	200,000円	2,100円	6㎡	450,000円	3,150円	8㎡	800,000円	4,200円	備考	区画数 5,851	消費税込み	墓地名	区画数	永代使用料	1 摺鉢谷墓地	3,440	90,000円/㎡	2 宮脇町姥ヶ池墓地	3,139	3 姥ヶ池西墓地		4 姥ヶ池東墓地	7,134	5 紫雲墓地	3,040	6 峰山墓地	5,382	7 本門院墓地	232	8 柳三昧北墓地	150	9 柳三昧(桜町)墓地	298	10 楠川墓地	1,012	11 沖松島墓地	622	計	24,449	<p>町営墓地の状況</p> <p>(1)都市公園法に基づく墓園 該当なし。</p> <p>(2)その他の墓園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>墓地名</th> <th>区画数</th> <th>永代使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 浜三昧墓地</td> <td>A地区</td> <td>54 2,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>B地区</td> <td>34 35,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>C地区</td> <td>32 60,000円/㎡</td> </tr> <tr><td>2 鋸ノ鼻墓地</td><td>360</td><td>2,000円/㎡</td></tr> <tr><td>3 北三昧墓地</td><td>640</td><td>2,000円/㎡</td></tr> <tr><td>4 南三昧墓地</td><td>570</td><td>2,000円/㎡</td></tr> <tr><td>5 焼野墓地</td><td>300</td><td>2,000円/㎡</td></tr> <tr><td>6 焼背ヶ原墓地</td><td>250</td><td>2,000円/㎡</td></tr> <tr><td>7 丹僧墓地</td><td>150</td><td>2,000円/㎡</td></tr> <tr><td>8 岡ノ山墓地</td><td>800</td><td>2,000円/㎡</td></tr> <tr> <td rowspan="5">9 松井谷墓地</td> <td>A地区</td> <td>921 2,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>B地区</td> <td>150 20,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>C地区</td> <td>31 50,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>D地区</td> <td>19 70,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>E地区</td> <td>79 70,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10 久通墓地</td> <td>A地区</td> <td>153 2,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>B地区</td> <td>27 30,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">11 鏡田墓地</td> <td>A地区</td> <td>95 2,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>B地区</td> <td>44 40,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>C地区</td> <td>21 70,000円/㎡</td> </tr> <tr><td>12 西林寺墓地</td><td>340</td><td>2,000円/㎡</td></tr> </tbody> </table> <p>1 上記の町営墓地については、清掃手数料なし 2 現在使用許可している墓地(浜三昧・松井谷・久通・鏡田) 3 貸出区画は、おおむね1区画5㎡である。</p>	墓地名	区画数	永代使用料	1 浜三昧墓地	A地区	54 2,000円/㎡	B地区	34 35,000円/㎡	C地区	32 60,000円/㎡	2 鋸ノ鼻墓地	360	2,000円/㎡	3 北三昧墓地	640	2,000円/㎡	4 南三昧墓地	570	2,000円/㎡	5 焼野墓地	300	2,000円/㎡	6 焼背ヶ原墓地	250	2,000円/㎡	7 丹僧墓地	150	2,000円/㎡	8 岡ノ山墓地	800	2,000円/㎡	9 松井谷墓地	A地区	921 2,000円/㎡	B地区	150 20,000円/㎡	C地区	31 50,000円/㎡	D地区	19 70,000円/㎡	E地区	79 70,000円/㎡	10 久通墓地	A地区	153 2,000円/㎡	B地区	27 30,000円/㎡	11 鏡田墓地	A地区	95 2,000円/㎡	B地区	44 40,000円/㎡	C地区	21 70,000円/㎡	12 西林寺墓地	340	2,000円/㎡
区画	永代使用料	清掃手数料(年額)																																																																																																				
4㎡	200,000円	2,100円																																																																																																				
6㎡	450,000円	3,150円																																																																																																				
8㎡	800,000円	4,200円																																																																																																				
備考	区画数 5,851	消費税込み																																																																																																				
墓地名	区画数	永代使用料																																																																																																				
1 摺鉢谷墓地	3,440	90,000円/㎡																																																																																																				
2 宮脇町姥ヶ池墓地	3,139																																																																																																					
3 姥ヶ池西墓地																																																																																																						
4 姥ヶ池東墓地	7,134																																																																																																					
5 紫雲墓地	3,040																																																																																																					
6 峰山墓地	5,382																																																																																																					
7 本門院墓地	232																																																																																																					
8 柳三昧北墓地	150																																																																																																					
9 柳三昧(桜町)墓地	298																																																																																																					
10 楠川墓地	1,012																																																																																																					
11 沖松島墓地	622																																																																																																					
計	24,449																																																																																																					
墓地名	区画数	永代使用料																																																																																																				
1 浜三昧墓地	A地区	54 2,000円/㎡																																																																																																				
	B地区	34 35,000円/㎡																																																																																																				
	C地区	32 60,000円/㎡																																																																																																				
2 鋸ノ鼻墓地	360	2,000円/㎡																																																																																																				
3 北三昧墓地	640	2,000円/㎡																																																																																																				
4 南三昧墓地	570	2,000円/㎡																																																																																																				
5 焼野墓地	300	2,000円/㎡																																																																																																				
6 焼背ヶ原墓地	250	2,000円/㎡																																																																																																				
7 丹僧墓地	150	2,000円/㎡																																																																																																				
8 岡ノ山墓地	800	2,000円/㎡																																																																																																				
9 松井谷墓地	A地区	921 2,000円/㎡																																																																																																				
	B地区	150 20,000円/㎡																																																																																																				
	C地区	31 50,000円/㎡																																																																																																				
	D地区	19 70,000円/㎡																																																																																																				
	E地区	79 70,000円/㎡																																																																																																				
10 久通墓地	A地区	153 2,000円/㎡																																																																																																				
	B地区	27 30,000円/㎡																																																																																																				
11 鏡田墓地	A地区	95 2,000円/㎡																																																																																																				
	B地区	44 40,000円/㎡																																																																																																				
	C地区	21 70,000円/㎡																																																																																																				
12 西林寺墓地	340	2,000円/㎡																																																																																																				

部会名	市民
-----	----

問題点・課題
<p>・墓地の永代使用料等、使用者の資格、使用許可書再発行に伴う手数料及び墓地の経営許可事務に差異がある。</p> <p>・牟礼町では、簡易火葬場改修事業補助及び地元管理墓地整備事業補助を実施していない。</p>

対応策
<p>・高松市の制度に統一する。</p> <p>・牟礼町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 23 その他の事業(葬斎関係事業)		部会名	市民
分類		墓園関連事業			
		現況			
項目	高松市	牟礼町		問題点・課題	
2 使用者の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市に住所を有する者。 ・焼骨を有していること。 ・他に市営墓地を有していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・牟礼町に引き続き5年以上住所を有する者。 ・焼骨を有していること。 			
3 使用許可書再発行に伴う手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・継承等に伴う使用許可書の再発行手数料 350円 	<ul style="list-style-type: none"> 継承等に伴う使用許可書の再発行手数料 100円 			
4 墓地の経営許可事務	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地の経営許可における周辺同意の範囲 ・墓地の敷地境界から100メートル以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・町営墓地の経営許可における周辺同意の範囲 ・墓地の敷地境界から200メートル以内 		対応策	
5 簡易火葬場改修事業補助	<ul style="list-style-type: none"> ・内容.....従来からある簡易火葬場の施設改修事業に対し、補助金を支出 ・対象.....炉、煙突、火葬用バーナー、付属施設の改修事業で、30万円を超えるもの ・補助率等.....1事業につき、50%以内で150万円を限度(ただし、女木・男木・菅沢町については、70%以内で210万円を限度)を支出 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。 			
6 地元管理墓地整備事業補助	<ul style="list-style-type: none"> ・内容.....地元管理墓地の環境整備に対し、補助金を支出 ・対象.....墓地の区画のための整備事業、墓地に隣接する水路整備事業、墓地内の整備事業 ・補助率等.....1事業につき、60%以内で180万円を限度 ただし、30万円以上の事業に適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。 ただし、地元管理墓地において水道を引き込んだ場合、工事費あるいは水道代のどちらかを町が負担することになっている。 		調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	市・町民葬儀	
項目	現況	
	高松市	牟礼町
1 利用の対象	死亡時に市内に住所を有した者または死亡時に市外の福祉施設、病院等に入所、入院等をし、当該施設等に住所を有した者の葬儀(市外死亡者の葬儀にあっては、喪主が市内に住所を有する場合に限る。)を行う場合に限るものとする。	町内に住所を有した者が死亡した場合の喪主又は本町に住所を有する喪主で牟礼町内で葬儀をする者とする。
2 指定業者	(要件) 市民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として市内において2年以上の経験を有する者で、市民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を市長が指定する。	(要件) 町民葬儀取扱い業の指定を受けようとする者の申請に基づき、町が指定する葬儀の種類、内容及び霊柩車を保有または使用し、その他町が定めた事項が実施できる者を町長が指定する。
3 種類・料金等	<p>斎場公園葬</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p> <p>2 利用料金には、式場の使用料を含むものとする。</p> <p>自宅葬・民営会館葬・寺院葬等</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p> <p>霊柩車運行料金の全額を市が負担。生花1対を市が供花(1万円)。1件当たり平均助成額は、約3.1万円。</p> <p>生花1対は取止め、市民葬儀利用料金の中に、火葬料金を含むものとして、火葬施設の有料化を検討中である。</p>	<p>牟礼町斎苑使用葬儀</p> <p>蘭 150,000円</p> <p>菊 100,000円</p> <p>蓮華 70,000円</p> <p>百合 50,000円</p> <p>霊柩車の使用については、バス型使用とする。</p> <p>自宅葬・民営会館葬・寺院葬等</p> <p>蘭 150,000円</p> <p>菊 100,000円</p> <p>蓮華 70,000円</p> <p>百合 50,000円</p> <p>霊柩車の使用については、バス型使用とする。</p> <p>祭壇飾り1件につき、1万円の助成金を交付。</p> <p>指定する霊柩車使用者に5千円を交付。</p>

部会名	市民
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・葬儀の種類・料金等に差異がある。 ・高松市の制度に統一すると牟礼町地域の利用者の負担が増加する可能性がある。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町斎苑使用葬儀の霊柩車の取扱いは、現行のとおりとする。 ・利用者の負担増に対する対応については、合併時まで調整するものとする。

調整案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、利用者への負担増に対する対応については、合併時まで調整するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(女性政策)	
分類	男女共同参画啓発事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 人権啓発週間及び男女共同参画週間の街頭啓発	・男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえて、6月1日の「人権擁護委員の日」、6月23日からの「男女共同参画週間」に併せた啓発活動をしている。 (1)親子ジェンダー探偵団の活動発表 (2)女性弁護士相談(6月中4回開催) (3)パネル展示	該当なし。
2 男女共同参画市民フェスティバルの開催	・男女共同参画社会の実現を目指し、ワークショップ、パネル展などを実施している。(高松市女性センター登録団体ネットワークを中心に実施)	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(女性政策)	
分類	男女共同参画プランの推進	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 たかまつ男女共同参画プランの推進	平成14年度～18年度の5か年を計画期間とする「たかまつ男女共同参画プラン」を策定するとともに、施策事業の進行管理をしている。	該当なし。
2 ジェンダー・フリーたかまつ市民会議の活動支援	「たかまつ男女共同参画プラン」の進捗状況を市民の側から点検するとともに、市民の自主的な取り組み活動を推進する「ジェンダー・フリーたかまつ市民会議」に対する活動支援をしている。 (1)交付金 300千円 (2)コーディネーター謝金 100千円	該当なし。
3 女性行政調査・情報収集事業	平成14年度～16年度の3か年で女性行政調査・情報収集事業をしている。 なお、事業は、緊急雇用創出事業で実施している。	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(女性政策)		部会名	市民
分類	女性センター事業			
現 況				
項目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 女性センター事業	<p>(1)学習研修事業（男女の自立と社会参画の促進のための学習）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画実践セミナー ・自己尊重ワークショップ ・市民企画講座など <p>(2)相談事業（ジェンダー問題にかかわる様々な問題に対して、専門職員やカウンセラーによる相談）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性こころの相談 ・からだの相談 ・人権相談など <p>(3)情報収集・提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、ビデオ、パソコン等による情報収集・提供 ・女性センター情報誌「びびふぁい」の発行(年2回) <p>(4)活動交流事業（女性センター登録団体の相互交流とネットワークづくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録団体交流会 ・(男女共同参画市民フェスティバルの開催) <p>なお、女性センター事業は、平成12年度から任意団体である高松市女性センター登録団体ネットワークに委託している。</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(女性政策)	
分類	女性団体育成事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 女性団体への支援	<p>自主的に組織した女性団体(地区婦人会等20団体)である高松市婦人団体連絡協議会に対し、団体相互の交流と活性化のため、活動支援として補助金を交付している。</p> <p>平成15年度 600千円</p>	<p>自主的に組織した女性団体である牟礼婦人会の活動及び視察研修事業を支援し活性化を図るため、補助金を交付している。</p> <p>平成15年度 活動補助金 300千円 視察研修補助金 200千円</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
支援内容に差異がある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他事業(石のさとフェスティバル事業)	
分類	石のさとフェスティバル	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 概要	該当なし。	優秀な石材加工技術者を有し、全国に誇ることのできる石材(庵治石)の産地として、町の基幹産業である石材業の振興と技術向上、新規分野への開拓を図るとともに、石の彫刻家の育成、関係者や地域住民の芸術感覚の養成を図るため、昭和63年から、3年に1回、庵治町と共同で開催している。
2 実施主体等		(主催) 牟礼町、庵治町、石のさとフェスティバル運営委員会 (後援) 香川県、四国経済産業局のほか新聞社、放送局 (協賛) 讃岐石材加工協同組合、庵治石開発協同組合 庵治石工団地協同組合、協同組合庵治石振興会 等
3 実施内容		(石の彫刻コンクール展) 素材を石に限った彫刻(公募)のコンクール展 (石の彫刻国際シンポジウム) 招待作家の作品製作と展示、講演会、実技指導、イベントへの参加等。 なお、作品の製作に当たっては、地元石材加工業者がサポートしている。
4 その他		(事業費) 約6,000万円 ・牟礼町、庵治町(負担金) 各2,000万円 ・関係団体協賛金等 (開催場所) 牟礼町と庵治町の輪番制としており、次回(平成18年度)は、庵治町で開催予定。

部 会 名	
-------	--

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、同種の事業を実施していない。

対 応 策
石のさとフェスティバルについては、高松市において、引き続き実施する。

調 整 案
石のさとフェスティバルについては、高松市において、引き続き実施する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他事業(石のさとフェスティバル事業)		部 会 名	
分 類	石のさとフェスティバル			
現 況				
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 その他(つづき)		<p>(準備対応) 開催年の前年度から、審査員の日程及び審査会場の確保、実行委員会の立ち上げ等を行っている。</p> <p>(これまでの開催状況) 第6回 石のさとフェスティバル ・開催場所 牟礼町 ・実施内容 〔石の彫刻コンクール展〕 会期:平成15年6月1日～7月31日(2ヶ月間) 会場:牟礼町石匠の里公園 〔石の彫刻国際シンポジウム〕 会期:平成15年6月1日～6月30日(1ヶ月間) 会場:牟礼町石匠の里公園 第5回 石のさとフェスティバル ・開催場所 庵治町 ・実施内容 〔石の彫刻コンクール展〕 会期:平成12年5月1日～6月30日(2ヶ月間) 会場:庵治町城岬公園 〔石の彫刻国際シンポジウム〕 会期:平成12年5月1日～5月31日(1ヶ月間) 会場:庵治町城岬公園</p>	対 応 策	
			調 整 案	